

令和2年 第2回定例会 第1回臨時会

喜界町議会議録

令和2年6月2日 開会

令和2年6月9日 閉会

令和2年7月27日 開会

令和2年7月27日 閉会

喜 界 町 議 会

令和2年第2回定例会会議録目次

第1号（6月2日）（火曜日）

1、開 会	5
1、開 議	5
1、会議録署名議員の指名	5
1、会期の決定	5
1、諸般の報告	5
1、一般質問	6
1. 良岡理一郎議員	6
【新型コロナウイルス感染症対策について】	
【交通弱者対策について】	
2. 榮 哲治議員	28
【農業振興について】	
【図書館運営について】	
3. 榮 優太議員	39
【子育て支援について】	
【新型コロナウイルス感染症について】	
【新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策について】	
1、承認第1号～8号上程	50
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、承認第9号上程	53
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、承認第10号～14号上程	54
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、報告第2号～6号	57
(市長報告)	
1、議案第29号～30号上程	57
(提案理由説明、総括質疑、委員会付託)	
1、議案第31号～40号上程	59
(提案理由説明、総括質疑、委員会付託)	
1、同意第1号上程	60
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、同意第2号～12号上程	61
(提案理由説明、質疑、討論、採決)	
1、散 会	62

第2号（6月9日）（火曜日）

1、開 議	65
1、各常任委員長報告 (議案第29号)	65
1、産業福祉常任委員長報告 (議案第30号)	69
1、総務文教常任委員長報告 (議案第31号～36号)	70
1、産業福祉常任委員長報告 (議案第37～40号)	72
1、議案第41号上程 (提案理由説明、質疑、討論、採決)	74
1、議案第42号上程 (提案理由説明、質疑、討論、採決)	75
1、議員派遣の件について	76
1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について	77
1、閉 会	77

令和2年第1回臨時会会議録目次

第1号(7月27日)(月曜日)

1、開 会	83
1、開 議	83
1、会議録署名議員の指名	83
1、会期の決定	83
1、議案第43号上程 (提案理由説明、質疑、討論、採決)	83
1、散 会	90

令和 2 年第 2 回喜界町議会定例会

令和 2 年 6 月議会

令和2年第2回喜界町議会定例会会期日程

6月2日開会～6月9日閉会 会期6日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
6	2	火	本会議（開 会）	議案上程・一般質問	
	3	水	休 会		
	4	木	常任委員会	付託議案審査	
	5	金	休 会		
	6	⊕	休 日		
	7	⊕	休 日		
	8	月	休 会		
	9	火	本会議	委員長報告・他	

令和 2 年第 2 回喜界町議会定例会

令和 2 年 6 月 2 日

(第 1 日)

令和2年第2回喜界町議会定例会

令和2年6月2日（火曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - (1) 議長報告
- 日程第4 一般質問
通告順
 - 1. 良岡理一郎君
 - 【新型コロナウイルス感染症対策について】
 - 【交通弱者対策について】
 - 2. 榮 哲治君
 - 【農業振興について】
 - 【図書館運営について】
 - 3. 榮 優太君
 - 【子育て支援について】
 - 【新型コロナウイルス感染症について】
 - 【新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策について】
- 日程第5 承認第1号 令和元年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第6 承認第2号 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第7 承認第3号 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 日程第8 承認第4号 令和元年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第9 承認第5号 令和元年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第10 承認第6号 令和元年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- 日程第11 承認第7号 令和元年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第12 承認第8号 令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

- 日程第13 承認第9号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について
- 日程第14 承認第10号 喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第15 承認第11号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第16 承認第12号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第17 承認第13号 喜界町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第18 承認第14号 喜界町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

- 日程第19 報告第2号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第20 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第21 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）
- 日程第22 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- 日程第23 報告第6号 事故繰越繰越計算書について（一般会計）
- 日程第24 議案第29号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第30号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第27 議案第32号 過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第28 議案第33号 喜界町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第34号 喜界町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第35号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第36号 喜界町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第37号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第38号 大島農業共済事務組合理約の変更について
- 日程第34 議案第39号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 日程第35 議案第40号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第36 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第37 同意第2号 喜界町農業委員会委員の任命について（益田氏）
- 日程第38 同意第3号 喜界町農業委員会委員の任命について（新原氏）
- 日程第39 同意第4号 喜界町農業委員会委員の任命について（開氏）
- 日程第40 同意第5号 喜界町農業委員会委員の任命について（宮園氏）
- 日程第41 同意第6号 喜界町農業委員会委員の任命について（松田氏）
- 日程第42 同意第7号 喜界町農業委員会委員の任命について（佐藤氏）
- 日程第43 同意第8号 喜界町農業委員会委員の任命について（藤廣氏）
- 日程第44 同意第9号 喜界町農業委員会委員の任命について（福島氏）
- 日程第45 同意第10号 喜界町農業委員会委員の任命について（豊島氏）
- 日程第46 同意第11号 喜界町農業委員会委員の任命について（平氏）
- 日程第47 同意第12号 喜界町農業委員会委員の任命について（登氏）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 來 和 法 君 事務局 長 補 佐 竹 内 功 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	副 町 長	隈崎 悦男君
教 育 長	久保 康治君	総 務 課 長	吉沢 伸一君
行 政 管 理 監	幸田 勝光君	企 画 観 光 課 長	中村 幸雄君
町 民 税 務 課 長	富 充弘君	税 対 策 監	岩松 利和君
保 健 福 祉 課 長	吉 行進君	ま ち づ くり 課 長	竹 内 功君
農 業 振 興 課 長	武藤 裕和君	会 計 管 理 者	徳 勝志君
教 委 事 務 局 長	菊地 典子君	あゆみ幼稚園長	乾 みち子君
喜 界 分 署 長	徹 島 一秀君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。ただいまから、令和2年第2回喜界町議会定例会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、幸 一美君及び榮 哲治君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9日までの8日間と決定いたしました。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（外内千里君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策により、4月に予定されていた県政説明会、5月に予定されていた群島議員大会、各種協議会等全ての会議が中止となっております。

群島議員大会では、本町提案の終戦75周年、今も残る埋没不発弾等解決に向けての提出議題ほか4件については、各市町村議会で文書決裁となり承認されております。

本県出身の国会議員、知事、関係県会議員、関係機関に送付されておりますが、本町の提出されました埋没不発弾については、民家の近くの倉庫の下での突然の爆発にも関わらず、人的被害がなかったことは幸いでした。今後もこのような事案が発生すると考えられますので、根気強く対応せねばなりません。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、4月に沖永良部、奄美大島本島で3名の感染者発症を受け、島内のウイルス侵入を食い止めなければならない、侵入させないための水際対策。感染者が発症した場合の対応、来島者への自粛要請により宿泊施設等、影響を受ける事業所等への支援、様々な検討の必要があり、議会でも4回の全員協議会を開催し、関係課長の説明を求め、協議し、町長へ2度の要望書を提出しております。

町長により要望書については十分な回答を頂いておりますが、今後、世界経済、日本経済、そして私たち自治体にも大きなうねりが押し寄せると思われます。議会としても、状況の変化にきめ細かな対応せねばならないと思われますので、今後とも議員の皆さんの見識ある判断を望むものであります。

以上で報告を終わります。

△ 日程第4 一般質問

○議長（外内千里君）

日程第4、一般質問を行います。

質問の通告があります。

質問者は、順次、一般質問席に登壇し、発言を許可します。

新型コロナウイルス感染症対策についてほか1件、良岡理一郎君の発言を許可します。

良岡理一郎君。

[良岡理一郎君登壇]

○3番（良岡理一郎君）

おはようございます。日本共産党の良岡理一郎です。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に日夜、御奮闘されております医療や介護に関わる皆さんに、そして役場職員の皆さんに心からの敬意を表したいと思います。

とりわけ全町民を対象にしました特別給付金10万円の給付につきましては、膨大な作業を予定どおり執行していただき、多くの町民の皆さんから助かったと、ありがとうございます、こういうふうな声も頂いているところであります。お疲れさまでした。

さて、私は3月議会に引き続きまして、本日も新型コロナウイルス感染症対策を中心に質問をさせていただきます。

国内の新型ウイルス感染症は、連日マスコミでも報道されているところでありますけども、6月1日時点で感染者数が1万6,891名、死亡者が891名にも達しております。全世界で見ますと、感染者数が615万人、死亡者数が37万2,000人というふうに報道されております。これらの大変な被害は14世紀に起きておりますペストだとか、あるいは20世紀のスペイン風邪にも匹敵する人類史の感染症の歴史との比較で、今、議論され、対策が打たれているところで、大きな災害になっているということでもあります。

産業面につきましては、リーマンショックを超え、1929年の世界大恐慌をも上回る大打撃を受けそうになっているというふうな指摘もあります。

現時点で、喜界町では新型コロナウイルスの感染は確認されておりませんが、多くの町民の皆さんが感染の恐怖にさいなまれ、町民の生活基盤が崩れかねない。こういうふうな状況にあ

ります。この危機がいつまで続くかは不明でありますけども、緊急事態宣言が全面的に解除されております今こそ第2、第3の波が押し寄せることを前提とした対策が求められると、こういう状況にあらうかと思えます。

3月議会でも申し上げましたけども、今回の新型コロナは新型ゆえに従来の知見だとか経験だけでは十分対応しきれない側面があります。持ち得る私たちの経験と想像力、これを総動員して、考えに考え抜いて、有効な手立てを今、準備しておくことが求められているんだらうというふうに思えます。

それでは、一般質問通告書に沿って質問いたします。

質問通告書は、2週間ほど前の5月15日時点で書かせていただいておりますので、今日までに約十五、六日たっております。世の中も相当動いております。それを踏まえた答弁をよろしくお願いしたいと思います。

質問事項の1、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。要旨の1番、本町の新型コロナウイルス感染症の影響、どのような現状であるかという点について、幾つか伺います。

質問要旨の(1)①名瀬の保健所への町民の問合せ、相談の件数、その内容の特徴について伺います。それらのウイルス検査、いわゆるPCR検査と言われる部分であります。その件数、その結果はどうだったか教えてください。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

まず、名瀬保健所への問合せにつきましては、保健所ごとの検査、相談件数につきましては公表をしていないということでございます。

相談内容につきましては、症状やそれらについての受診等の対応が主で、行政からは風評被害についての相談もあるようでございます。

鹿児島県全体の相談件数は5月22日現在の累計で1万4,058件となっております。検査件数は6月1日現在1,880件、陽性者10人となっております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。

メディアの報道によりますと、日本国内では医師が希望してもPCR検査が受けられない実情にあります。国際保健機関は最優先すべきはテスト、テスト、テスト、検査、検査、検査をちゃんとやりなさいと。これが従来から言われてるわけですが、名瀬保健所は現在、PCR検査需要に対して、対応し切れているのかどうかを伺います。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

いつときのちょっと蔓延が大きくなった時期に比べまして、現在は鹿児島県内でもPCR検査を実施する事業所が6事業所というふうが増えてきております。合計で1日当たり127名の処理検査人員ということになっております。現在はPCR検査のその処理というのか、検査について問題はないというふうに感じております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

県のほうでも新たに民間の検査機関を増やしたということも報道されているところであります。ぜひ町民が希望したり、あるいは医師が必要だと認めた場合でもPCR検査を受けられない、こういう事態だけは全力を挙げて避けていただきたいというふうに思います。

続きまして、質問要旨1の②医療崩壊を招かないために、本町でも軽症者だとか、あるいは無自覚者の方については、陽性だったとしてもホテル等の宿泊施設や自宅待機を勧めると、こういうふうな基本的な制度設計、仕組みを作られているわけでありますけども、この問題は家族の感染が最近、増えてきておりまして、やはり家族に感染者を自粛させる、待機させるというのは非常に問題があるんじゃないかというふうに流れが変わってきておりますが、そこらの対策はどのようにしていますか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

軽症者、無自覚者の隔離場所につきましては、家族への感染や症状の急変が懸念されることから、自宅での隔離はできるだけ避けるべきだというふうに考えております。

本町で感染者が確認された場合は保健所の指示に従い行動することになりますが、軽症者等の隔離場所につきましては、事業所の協力を得て、宿泊施設等での隔離や経過観察が可能となるよう、県や医療機関とも連携を取り対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

今の答弁ですと、いわゆる家庭内で待機するのではなくて、外の宿泊施設等々に隔離をすると、こういうことでよろしいですね。

続きまして、質問要旨の（1）の③新型コロナウイルスの終息につきましては、人的に、強制的に終息させたり、あるいは自然の環境で終息するという二つの意味の終息があるようでありますけども、いずれにしても長期戦が予測されるということで、本来は希望する町民を全てウイルス検査をするのが望ましいわけでありますが、そこまでの体制には至ってないということで、政府のほうもいろいろ模索をしながら進めておるわけでありますが、事前策としまして、町民の安心のためのこの抗原検査、そして抗体検査が有効であるというふうになってきてるわけでありますが、長期の戦いになりますから、本町もそういう条件を整え次第、そういう準備

も進めたほうがいいと思うんですが、いかがですか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

抗原検査、抗体検査の実施についてですが、抗原検査は現在実施されているインフルエンザと同様の簡易検査で短時間で検査結果が確認できますが、PCR検査よりも精度が劣るということでございます。判定に急を要する場合などに用いられ、PCR検査と組み合わせて利用することにより、検査の効率化や検査件数の拡充が期待されております。

現在、国による使用例の検証や効果的な検査方法の検討が行われているところであります。まずは、患者発生数の多い都道府県を中心に検査キットが供給されるとのことであります。

一方、抗体検査は過去に感染して体内に抗体ができているかを血液検査によって確認するもので、地域での感染の広がりを把握したり、感染防止策の検証などに使われます。

こちらにつきましても、国が今月中に東京都や大阪府などで計1万人規模の検査を実施するというところであります。

そのようなことから、町といたしましては国の検証結果や方針などを注視しながら、検査体制の充実に向けて、県や医療機関に必要な協力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

まだまだ国の対策も遅いというふうな現状にはあります。ぜひとも一刻も早くそういう体制を町内でもできるように努力をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、質問要旨の（1）の④国内外で老人施設における集団感染だとか、あるいは死亡の事例が報じられているわけでありましたが、本町にあります老人施設の対応、対策はどのようになっていますか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

お答えいたします。

高齢者施設等での集団感染防止の対応につきましては、それぞれの施設、事業所におきまして、マスク、手洗い、消毒液の利用等、感染防止マニュアルに沿って対応をしております。また、日頃からインフルエンザやノロウイルス等感染症に対する勉強会を実施し備えているところでございます。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスにつきましては、症状がない人が大勢に感染させることや急激に悪化すること、また、ワクチンがないことなど、特に高齢者や集団生活をする方々にとっては大きな脅威となっております。

このような感染症ですので、通常に対応に加え、ウイルスを持ち込まないための対策といたしまして、面会の制限やオンライン面会、また、職員や関係者が島外、特に県外のほうへ出た

場合、帰島後1週間から2週間の自宅待機等で健康状態の確認をしております。

感染症に対する抵抗力が弱い高齢者や集団で利用する施設は集団感染が起りやすく、ウイルスを持ち込まないことや感染の被害を最小限にとどめることが求められます。

現在は緊急事態宣言が解除されましたが、いつ感染が確認されてもおかしくない状況に変わりはありません。引き続き緊張感を持ち、介護施設、介護事業所と情報交換を密にして、感染防止に努めたいというふうに考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

施設を利用されてる方は基礎疾患をお持ちの方が多いので、そういう意味では相当な配慮、細心の注意が必要だと思います。

先般のNHKの報道によりますと、高齢者施設関連での国内の死亡者のうち15%がこの高齢者施設、長期滞在の介護施設に入っていらっしゃる方ということ。そして、WHOによりますと、ヨーロッパで亡くなられた人の半数近くが長期滞在の介護施設で暮らしていたというふうな報告がされてるわけであります。

そして、この報道の中では、介護施設の崩壊を招かないために自治体の皆さんへ専門家の方が四つの点を提案、紹介をしているということで、御覧になってる方も多いかと思いますが、一つは今、課長のほうからもありますように、マスクや消毒液、防護服、これをきちんと確保しておくということ。そして、職員や入所者は早い段階でPCR検査を受けられる体制を確保しなさいというのが二つ目ですね。三つ目には、施設内で集団感染が発生しても、介護職員の質が落ちないような職員のバックアップ体制を考えておくべきだということ。四つ目には、介護崩壊を起こさないように長期的に新型コロナウイルスがある生活、今、まさにその状態になってるわけですが、その中において介護サービスを維持していく仕組み作りをするべきだというふうな、大きく4つの提言をされてるわけですが、執行部の認識を伺います。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

高齢者の介護施設、事業所等におきましては、今、行っている感染予防対策に加えまして、また、新たな生活様式と言われておりますそういうものを守りながら、県のほうでも感染症チームというのを作りまして、そういう介護施設等で感染者が発生した場合には、すぐにそのチームが来てPCR検査を関係者全員にやるというようなことなども報道されております。そういうことで県、医療機関とも連携を取りながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。施設で働いてる方、入所されてる方たちが安心して過ごせるような対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大変な状況にあるわけでありませうけれども、この新型コロナ渦における自然災害対策の

問題であります。

質問要旨の(2)。この新型コロナはこれからかなり長期に渡ってうまく付き合っていかなかちゃいかんと、こういうふうな状況で終息が見えないという中で、もう既に本町でも梅雨に入っておりますし、これからの大雨、台風シーズンを迎える状況にあるわけであります。

一昨年でしたか、50年に一度の集中豪雨だとか、あるいは大型台風、南海トラフ巨大地震に伴う大津波と、複合的な災害の可能性があります。新型コロナがある中でこういう自然災害が襲ってくると、こういう状況が想定されるわけであります。

一昨年、2018年の台風24号の場合、この多目的ホールでありますけども、この役場の避難所に38世帯で64名の方が避難されたと。残念ながら、施設のガラスが壊れたりとか、雨漏りしたりとか、想像以上の被害を受けたわけでありますけども、38世帯64名の方が避難してきたと。そして、役場の職員の方も、全体としては54名の方がこの台風の対応に当たったというふうなことが報告されているわけであります。

後日、町民の中には、いつもの台風のもりでいたんだけど、やはりあのとき避難しとけばよかったという声もたくさん聞きました。そういった意味では、今後の自然災害のときには避難される町民も恐らく数百名規模になる可能性もあるだろうというふうに思われます。

抜本的な体制が必要だと思いますので、幾つかお伺いします。

①密閉、密集、密接という、いわゆる三密の部分ですが、これを避けるための避難所を開設する必要があります。何よりも一人当たりの面積が必要であるでしょうし、プライバシーもきちんと確保しなくちゃいけない。そして、飛沫感染防止のための段ボール。これは段ボールというふうに書きますと非常にちゃちなイメージを持たれるかもしれませんが、二、三日もテレビでやっておりましたけども、今の段ボールというのは単に敷いたりだとか、衝立代わりだけではなくて、きちんとしたベッドを作って、そしてパーテーション、いわゆるプライバシーも確保すると。高さは145センチとかおっしゃってましたけどね。プライバシーも確保しながら飛沫感染も防ぐと、こういうふうな使われ方が今、段ボールではしてる。もちろん、市販の空き箱という意味じゃなくて、きちんとした段ボールでこういう作られて流通しているということでもあります。そういう点での段ボールの拡大、確保。そして、いわゆる飛沫を防ぐという意味での透明のビニール。これの準備が必要になってくるというもので。

そして、多目的ホールも広いんですけども、やはり利用していただく町民の数は制限されるだろうと思うんですね。そういう点では多くの施設をそこに向けて準備をしていく必要があるというふうに考えます。準備状況を伺います。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

お答えいたします。

三密を避けるための避難所の開設についてでございますが、指定避難所のうち、施設の構造、それから立地条件などを勘案して、優先順位をつけて指定をし、町民の皆さんにお伝えしていくことを考えています。コロナウイルスの感染症の症状が出た場合の対応も含めて、特に自然休養村管理センター、それから中央公民館が候補に挙げられます。

避難所では受付で検温を行ったりとか、今までにないような対応も必要になってくると思いますし、通常の避難所でもトイレの数が足りないという中で、特にこういう感染症対策となるとまたトイレの数も必要になってくるかと思います。

それから、今、お話がありましたけれども、ゾーニング、個別の居住スペースの確保が重要になってきます。感染症対策だけではなく、今、お話にありました通常の避難時におけるプライバシー確保等も含めて、段ボールベッド、それからパーテーション。それから今、感染症対策機能を備えている避難所専用テントというものもあるようでございます。そういったものを活用することを計画しています。

ただ、お話にもありましたけれども、対策を取るとなりますと、通常以上のスペースの確保が必要となります。今、受け入れ可能な人数も大体4分の1程度までは減らさないといけないと考えています。

そこで、あくまで従来の避難体系というのが基本とはなりますけれども、自宅避難、それから御近所やその親戚のお宅への避難も一つの避難方法として実施をしていただくことも今後必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

避難場所の問題ですけれども、すぐ隣にあります防災食育センターは、課長は言ってないんだけど、そこは候補になってないか。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

先ほどお話がありました防災食育センターと役場のコミュニティーホール。そこも一つの候補ではあります。ただ、感染症対策を考えますと、常時職員が中にいる施設ということで、感染症対策ということも含めて、優先順位で自然休養村がまずということで考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

全体の体制だとかオペレーションの組み立ての問題もあるんでしょうけれども、防災食育センターの場合は畳の部屋があるだとか、仕切りがきちんとしてるだとかという有利な面もあるわけですね。ですから、高齢者の方を優先するだとか、こういうふうな視点からの事由付けもやられたほうがいいんじゃないかと思います。

そして、全体としてこれはいつぐらいまでに準備を進めるつもりですか。もう台風が来ます。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、避難所用の仕切りとか、そういうことも今回、これは後ほどあるかと思いますが、政府

の補正予算の関係での備蓄の中でも上げておりますので、そこはできるだけ早くと考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

今、補正の話も出たわけでありまして、実際、お金がかかる部分で質問要旨の（2）の②従来に増して新型コロナを意識した備品、消耗品の備蓄が必要になってくるだろうということではありますが、保健衛生用品でありますマスク、消毒液などの確保だとか防護服、これについても必要だと思われまして、計画の中に入ってきますよね。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

今、マスクとか消毒液の確保についてですけれども、備蓄の規模についても、今回の経験を踏まえて、なかなか入りにくいという状況にありましたので、従来の考え方を改める必要があると考えております。

マスクについては現在4,000枚程度備蓄がありますが、5万枚から6万枚ということを目指します。それから、消毒用のアルコールについても、いろいろ御寄附とかも頂いておりますけれども、これも今50リットルあるものを300リットルを目標にこれから調達することを進めております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

関連しますけれども、質問要旨の（2）の③避難者が従来よりは増えるということは見込めるし、それはぜひとも、もし、隣近所だとか親戚の方でそういう避難される場所が確保できる場所はそこも視野に入れながら動いてほしいということではありますけれども、いずれにしても大きなスペースをきちんと確保しなくちゃいかんということとの関係。たくさんの方が避難するという事は想定をしておく必要があります。

食料だとか飲料の問題であります。そして、島の場合に考えなくちゃいかんのはフェリーの運航問題。これは先般の全員協議会の中でも12市町村の町長さんのほうから、運営会社、フェリー会社に対して、そこら辺の対応もという要望を出されたというのは承知はしておりますが、今回、大きな自然災害とこの新型コロナの状況がかち合った場合、従来のように本土のほうから特別の便を作るだとかいうふうなことができない可能性もあるわけですよ。

これは今回の質問ではありませんけれども、先般、テレビでもやっておりましたが、桜島が大爆発した場合、錦江湾がいわゆる軽石で埋まっちゃって船が通れなくなると、こういうふうな報道もされていたりするわけです。

そういう点では、やはりよそからの支援を当てにするというふうな防災対策ではなくて、本町でできる限り事前の準備をしておく、こういう基本的な姿勢が求められると思うんですね。

そういう点ではいわゆる食料の問題、飲料の問題も十分な備蓄が必要だということで、どの

ようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

水とか食料についてもですけど、そういったもう感染が流行している段階での大災害となると、通常で予想していた支援とか、そこが望めないこともあるかと思えます。

そこで、水、食料についても、最近は備蓄の期間、消費期間とか賞味期間がかなり伸びていると承知をしております。水とかは五、六年だったものが10年は大丈夫とかいうふうになってますし、食糧についても5年程度は保存が効くようなものが今、流通をしております。ですから、そういったものを確保することも含めて、水、食料についても十分に備える必要があると考えてます。

また、厚生労働省が示している、特に避難所における健康問題とかを指針にしたマニュアルもありますので、そういったものも参考にしながら、避難者の健康管理とかも考えながらの食料の備蓄をこれから計画していきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

次に移りますけども、質問要旨の（2）の④であります。一昨年の台風24号の経験からしますと、多くの町民が避難所を利用する可能性があるわけでありまして。避難所の運営の問題です。役場の職員の皆さんも、台風の避難所運営だとか、全体の対応を非常に大変な思いをして、今もやっていただいているわけでありまして、今後の大きなそういう災害、そしてコロナも一方で起きてる中での災害。これを考えた場合は役場の職員だけではなくて、町内のいろんな階層の方、消防団は消防のほうで別途仕事があるんでしょうけど、やはりそこら辺のみんなで避難所を運営していくと。体が元気な人は参加するんだというふうな仕組み作りが必要かと思うんですね。

ここだと、中・高生ということで具体的に出して恐縮でありますけども、一番若手でフットワークも軽い、そういう皆さんの協力も頂けるのではなかろうかということでもあります。

そこら辺はどういう仕組みづくりを考えていますか。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

避難所での運営での町民の皆さんの活用について、大規模なそういった避難となれば、職員だけでは十分な対応ができないことは当然考えられます。それから、近年の避難所の運営ではそういう事例も見られます。

本町の避難所運営マニュアルというものがございまして、その中でもボランティア班、これは社会福祉協議会が中心となるような形で今、考えておりますけども、そういう項目にもありますが、通常の避難所での運営ではいいと思うんですけども、今、おっしゃった感染症対策をしながらとなるとかなり難しいところもあるかと思えます。

そこも含めて、本町ではこういった連携が可能なのか、具体的なケースを想定しながら検討をしていきたいと考えております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひとも全町一丸となって、今回のコロナの問題、そして自然災害対策に対応できるように頑張っていく必要があるかと思えます。よろしくをお願いします。

次に、質問要旨の（3）学校現場というふうに書かせていただいておりますが、いわゆる小中学校の教育現場のことです。

本町では連休明けの5月7日から通常学習に戻し、実施をし、土曜日の学習も行っているというふうになってるわけですが、このこと自体は、本土の小中学校の遅いところは昨日からやっと授業が始まると、こういう事態との比較をしましても、非常に適切な判断をしてやっただいてるということでは多くの町民が歓迎してる場所です。

3点伺いますが、それぞれ答弁をお願いします。

1つは今、緊急事態宣言は止めてるわけですが、今後、長期化する中でこの緊急事態宣言が出たり、あるいは学校が休校する、こういう可能性はあるわけがあります。そういう中で、児童生徒は在宅中、自宅にいてどういう行動をとればいいのか。

前回の休業のときも、地域によっては隣のおばさんから子供たちがああいう形で遊んでるけどいいのかだとか、あるいは親戚の家に行き来をしていると、それはいいのかというふうな、いわゆる、どういうふうに見ればいいのか、学校はどういうふうな指導してるかという点で、まちまちの状況があって、地域の方は、教育委員会として学校はこういうふうなことを基準に子供たちの行動をお願いしてるというふうなのがあれば、非常に、一緒になって子供たちを見守っていけるというふうな声も出されております。

答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

経緯から御説明させていただきたいと思えますけども、学校現場につきましては、御承知のように、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から昨年度末の全国一斉臨時休校に引き続き、国の緊急事態宣言発令を受けて、本町においても4月22日からゴールデンウィークを含む5月6日まで再度の臨時休校を余儀なくされたところでございます。その後、感染状況等を踏まえ、先ほどございましたように5月7日から学校を再開したところでございます。

ただし、5月末までは日常の教育活動や部活動等において感染防止策を講じたり、一定の制限を設けたりして、慎重に対応してまいりました。

臨時休業や学校再開のお知らせや広報等については、学校からの通知や安全安心メール等で保護者に知らせるとともに、防災無線を活用した広報を実施し周知を図りました。

ちなみに、臨時休業期間中の児童生徒の過ごし方については、原則、自宅で過ごすことは臨時休業のお知らせと併せて防災無線で周知いたしました。詳細については、発達段階の違い、あるいは各学校の実態による違いもあるため、児童生徒へのきめ細かな指導、通知文書による保護者への啓発を行い、防災無線等による地域社会への具体的な周知は実施いたしませんでした。また、必要に応じて、電話連絡や家庭訪問等を実施し、状況の把握に努めたところでございます。

今後、また、先ほどの御意見等を参考にしていきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ぜひとも地域社会への周知もよろしくお願ひしたいと思っております。

次に進みます。

日本小児科学会が5月20日に報告書を出されておるわけでありまして、その報告の中で、学校閉鎖で子供の心身の負担として、抑鬱傾向に陥らせたり、家庭での虐待リスクを高めたりすることが危惧されるというふうにレポートがされてるわけでありまして。

本町でも児童生徒の心身のケアが必要ではなかろうかと思っておりますが、現在のサポートの実態についてお伺いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

その件につきましても、各学校のほうには随時留意するよう周知しているところでございませぬけれども、児童生徒の心身のケア、サポートについては、この長期休業期間中については、国や県が示しているガイドライン等を踏まえ、電話連絡による心身の健康の観察、それから必要に応じて家庭訪問による見届けや相談活動の支援体制を講じました。

5月7日以降の学校再開後につきましては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や声掛け等の実施、スクールカウンセラーによる支援体制の準備など、心身の健康問題に適切に取り組むことを通知したところでございます。

現在、具体的な事例や相談等は本町は寄せられていないと聞いております。また、合わせて、県教育委員会人権同和教育課が作成したリーフレットを全児童生徒に配付し、新型コロナウイルス感染症の基本的知識に基づく不安解消、差別や偏見の防止などに努めているところでございます。

今後、不登校状況や欠席状況等に留意しながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

子供たちが健やかに成長できるようによろしくお願ひしたいと思っております。

次に進みますけども、当然ですけど、先生方、教職員の皆さんもそういう意味で初めての経験の中でいろいろ模索をしながら、今、やられてるかと思うんです。そういう点では疲弊されないような配慮だとか、心身のケアが必要ではないかということでもあります。

今、国のほうは第2次補正をやっておりますけども、その中で文科省のほうも学習遅れの解消に向け、小学校、中学校などで指導補助に当たる人材を8万人以上確保する方針ということで動いております。

本町でもそこをうまく活用することができないかも含めて、これは通告外ですので、答えられる範囲でお願いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

教職員についてでございますけれども、臨時休業期間中につきましては、異例と言ってもいいかもしれませんが、弾力的な対応で、必要に応じて在宅勤務を承認することといたしました。また、開校後も含めて管理職による健康観察、あるいは声掛け等の実施、情報の共有や協力協働体制の構築などによって、孤立化の防止に取り組んでいるところでございます。

現在のところ、特にそういった事例は出ておりませんが、今後、先ほどありました、また、人員の面も含めて、学校の現在の実態、状況等も把握しながら、必要などころがありましたら、また適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

子供たち、そして教職員のケアも含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に進みます。

質問要旨の（3）の②になりますが、これも連日テレビでも報道されてるところであります、いわゆる遠隔教育と言われますオンライン教育ですが、そのための環境整備ができてるかどうかが大きな教育格差を招いているということで、東京都の23区内と23区外で文科省が調査をしておりますけども、やはり大きな差であると。この休業期間中にオンライン教育ができたかできなかったかで格差が出てると。こういうのがはっきりしておりますので、本町でも長期的に考えた場合、そういうオンライン教育をできる状況を作っていく必要があるだろうというふうなことであります。

前回は御紹介しましたけども、日本教育学会は5月23日に、今、9月入学より本当に必要な取組をとということで、内閣府と文科省に提案を行っております。ポイントだけ申し上げますと、この提言の中では、文科省からは、家計負担が3兆9,000億円にも及ぶというふうなことで、いわゆる経済的な面からも無理であるというふうなことが出されておまして、これで一気に流れが変わっております、今、やるべきは9月入学云々ではなくて、急いでやるべきことはオンライン学習の環境整備と、そして家庭学習の支援をすることが最も大事だということ。そして、先ほどやりましたけども、ストレスケアについても重視しなさいと。こういうふうなことが教育学会からも出されているわけでありまして。9月入学よりはオンライン教育等々、今、

子供たちの学習を遅らせないような、こういう努力を最大傾注しなさいということでもあります。

そこで、②の本町におきますオンライン教育の実態をお伺いしたいと思います。3点まとめて答弁されて結構ですが、一つは、端末はタブレットをお使いになるというふうに伺っているわけでありませうけれども、このハード機器、タブレットは児童生徒に貸し出す時期、準備状況が、今どうなってるかということが1点であります。

それと二つ目に、これは結構大きな問題でありますけれども、必ずしも全家庭がいわゆるインターネットを使える状況にはなっていない家庭もあろうかと思うんですね。そういう点では通信環境をどうやって整備していくかということで、ここで差があってはいけない。いわゆる家庭的な財政の状況によっては、この子は、この家はオンライン教育に参加できるけれども、この家はできないと、こういうことはあっちゃならんわけでありませうから、その費用負担については、今後、長期化することも含めて、公費による、町が負担してでもインフラ整備をしておく必要があるんじゃないかということです。どのようにお考えになるかということです。

そして、目標とするこのオンラインの場合の一番のメリットは双方向ですよ。一方的に聞いたりするだけでなく、お互いにやり取りできると。こういうコミュニケーションがこのオンライン教育の希望でもありますから、そういう双方向教育の開始はいつ頃をめどにしてるか。

以上、3点についてお伺いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

文科省ではこの新型コロナウイルス感染症発生前から教育の情報化を推進するために、2019年度、令和元年度から2023年度、令和5年度までの5カ年計画で、GIGAスクール構想事業を年次的に推進し、全ての子供たちにタブレットを1人1台整備することとしておりました。ところが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う臨時休校措置により、先ほどありましたオンライン授業が大きくクローズアップされ、GIGAスクール構想事業の大幅な前倒しを図る動きが出てきております。

当初の5カ年計画を見直し、ハード、ソフト、人材を一体とした整備を急加速させ、今年度、令和2年度中の早期実現を目指して、国と各自治体が連携して計画を推し進めているところでございます。

本町においても国や県と緊密に連携して、必要な財政措置など導入に向けた具体的な対応に取り組んでいるところでございます。

この事業計画や措置等が円滑に遂行された場合、先ほど貸出しとございましたけれども、タブレット等のハード機器の児童生徒への提供については、最も早ければ来年度当初を想定しているところでございます。

しかしながら、スケジュールがタイトであること、あるいは、また端末機器の需要と供給の問題が懸念されることなどから、想定どおり進むかはやや不透明な分もあろうかと考えているところでございます。

次に、環境整備、各家庭での通信環境整備や費用負担等の御質問にお答えいたします。

先ほど紹介しました当初のG I G Aスクール構想は学校内での活用を想定した事業計画でございました。ところが、御指摘のオンライン授業では各家庭の通信環境の整備が必要となってまいります。

そこで、新たなG I G Aスクール構想では家庭学習のための一定の通信機器整備支援策も提示されております。具体的にはこれからの動きになりますので、注視しつつ連携を図りながら、必要な場合は町の財政措置も検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、3点目の双方向授業の開始予定日についてでございます。

物理的には、先ほど申し上げましたが、双方向授業がいつから実施できるかについては、G I G Aスクール構想事業による通信環境や端末機器の整備の進捗状況によりますので、早ければ次年度の早い時点で可能になると考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたが、一部不透明な点もあることからずれ込むことも想定しておく必要があると考えております。

また、それを進めていくためには教職員や児童生徒の活用力、あるいは熟練度などの課題もあり、双方向の授業がいつから有効に実施できるかは現段階で明示することはやや難しいかと考えております。

合わせて、あくまでもオンライン授業は現在は緊急時における備えや対応策であることが前提であることを御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

予期しない感染症の事態が起きて、事業も全体としては前倒しすると、こういうことでありますし、ぜひとも、義務教育の基本はやはり基本的な費用は基本的にまさに義務として、国と自治体がそういう環境整備をする義務があるというのが基本でありますので、ぜひともそのことによって、親御さんや子供たちの負担が増えないような最大限の努力を結集していただきたいと思っております。

次に進みます。

質問要旨の3の3。これはちょっと答えにくい部分かもしれませんが、今後も残念ながらこういう環境が続く中で5月7日から授業を通常に戻したと、これも相当な決断だったんだろうと思うんですね。今後もこういう状況の続く中で、教育委員会としてはどこら辺を基準にして、休校あるいは通常の授業をするかを判断する基準があれば教えてもらいたいということです。

例えば、従来、言われてたのは、町内でお一人でも陽性が確認されたときには、全体的にやはり相当厳しい対応をしなくちゃいかんだろうと、こういうのがあったわけですけども、今後はどのように考え、組み立てる予定かをお聞かせください。

先ほど小児科学会の報告を一部紹介しましたが、学校や保育施設を閉鎖することは流行を阻止する効果は乏しいというふうなレポートが出ております。教育や社会交流の場を奪い、子供の心身を脅かしているというふうなことになっております。

そういうのを踏まえながら、ぜひ答弁をお願いできればと思います。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

学校の休校等、あるいはまた再開校の基準等についての御質問ですけれども、感染症に関わる臨時休業については、基本的には学校保健法第20条「学校の設置者は感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができる」の条項にのっとり、設置者がそれぞれの状況に応じて、総合的に判断することになっており、法的には具体的な基準等は示されておられません。

そのことを踏まえ、今回の新型コロナウイルス感染症に関わる臨時休業や再開校については、国や県の要請に基づき、地域の実態等を勘案して、各自治体が総合的に判断して対応いたしました。本町も同様でございます。

一方で、今回、国や県は一律の基準は設けていませんが、文科省から臨時休業や再開校に関する基本的な考え方や幾つかの具体的な対応例等をまとめたガイドラインが示されております。先ほどありました一部休校であるのか、全町全て休校するか、そういったことについても事例として幾つか出されております。感染経路等についても、また若干違ってくるといような対応の例も出されております。

今後、第二波、第三波などにより、臨時休業等の措置を講ずる場合はこのガイドラインを踏まえ、対策本部と連携しながら、総合的かつ弾力的に判断していくことになると考えているところでございます。

いずれにしましても、本町の教育あるいは子供たちに不利益ができるだけ生じないように講じてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。子供たちが不利益を受けないように最大の努力をお願いしたいと思います。

次に進みます。

質問要旨の（4）。冒頭でも触れましたけども、特別給付金の問題であります。現状を伺います。

町民の皆さんから非常にこの10万円の給付についてはスムーズに取れたということで、歓迎されているわけですが、幾つか伺います。

質問要旨の（4）の①本町の給付金を支給する対象世帯数、対象人員、直近の給付人数のそれぞれの数を教えていただきたいということでもあります。そして、これは防災無線でもかなり細かく親切に報道はされているというふうに理解しておりますけども、医療や介護で自力では手続きが困難な方々へのサポートは十分できてるかどうか。もし、それがまだ不十分であれば、今後、無給付が発生しないような努力はどういうふうにやっていかれるのかという点を伺います。

○議長（外内千里君）

行政管理監、幸田勝光君。

○行政管理監（幸田勝光君）

質問にお答えします。

特別定額給付金の対象世帯数は3,760件、対象人員数は6,893名です。直近の給付人員数は、現金支給者が5名で、給付人員数が本日6月2日時点で6,744名となっております。比率で97.84%となっております。

手続きが困難な方々へのサポートについては、申請書の提出はスムーズになされており、その家族、友人、知人の協力であったり、民生委員、各施設職員、ケアマネージャー、集落長、区長などのサポートがあったものと考えられます。

給付者について、申請書類等の宛先不在による郵便物の返却の再配達に関しましても、対象者の友人、知人等から情報を得ながら、新しい住所への再配達に努めているところでございます。

長期入院患者等につきましては、当該病院の職員と連絡を密に取りながら、申請書の提出がなされるように業務に当たっているところでございます。

今後は独居老人等も含めて、申請がなされていない126世帯149名について、集落長や関係者、集落担当職員等と協力いたしまして、町民全員に給付金を支給できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

大変お疲れさまです。数値をもう一度お伺いします。既に配られたのが6,745名。これは率は何%とおっしゃいましたっけ。お願いします。

○議長（外内千里君）

行政管理監、幸田勝光君。

○行政管理監（幸田勝光君）

6,744名で、比率が97.84%です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

もう一息ということまで、大変お疲れさまでございました。

順調に来てるところではありますけども、私としましては、このマイナンバー問題にちょっと触れておきたいと思うんですね。

質問要旨の（4）の②。政府は今回の給付金の給付につきまして、マイナンバーカードを使えば迅速に給付ができると、こういうふうなことで喧伝をしてたわけでありまして、実際蓋を開けてみますと、都市部の自治体ではかえって役所の窓口が密集状態になったり、郵送に比べて給付が遅れるケースも報道をされているところであります。

5月20日付の朝日新聞によりますと、こういう見出しになっておりまして、「マイナンバーで大混乱。国民管理を優先する政府が繰り返す失敗」などと報じているわけでありまして、この

間の自治体の受付の混乱だとか、あるいは行政の職員の作業の膨大さが連日メディアでも報道されております。

そこで伺いたい。

本町での給付に関するマイナンバーカードについての住所の情報。住所が変わった場合にはマイナンバーについては住所の変更手続きをしなければ使えません。その情報の変更手続き。そして、パスワードも四つのパスワードをうまく駆使しないと到達しないと、こういうふうなこともあるようですけども、このパスワードについてももう失念した、忘れたというという問合せは何件あったのか。そして、マイナンバーカードをこの際作れば早く頂けるんじゃないかということで、マイナンバーカードの申込み。これは都会では相当あつてるようでありましてけども、本町ではどうだったか。

以上について、数値を教えてくださいのと、結果、先ほどの数値の中でマイナンバーカードが何枚占めてるかを教えてください。

○議長（外内千里君）

行政管理監、幸田勝光君。

○行政管理監（幸田勝光君）

質問にお答えします。

給付のための申請、交付については確認しておりませんが、4月1日以降、5月24日の交付者は92名あります。そのうち、特別定額給付金が決まった4月20日以降の交付者は75名となっております。

また、パスワードに関する窓口対応、ロック解除等は1件のみでした。

マイナンバーカードによるオンライン手続の件数は本日6月2日時点で50件。比率にして1.33%。郵送手続の件数は本日時点2,945件、比率は78.32%でございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

どうもありがとうございます。

本町におけるマイナンバーカードの発行率は前回の議会で16%というふうに報告をされてるわけでありましてけども、今回の特別給付に関わってマイナンバーカードが使われた方は1.3%。

私は結果は少なくてもよかったと思うんですよ。我々はマイナンバーカードでやると、全部電子データが飛んでいって、そこでもう終わると思うんですね。ところが、役場の皆さんの作業はそこから照合をあれこれ突合しなくちゃいかんという大変な作業が結果としてあったわけですから、そういう点では今回は少なくてもよかったというふうに思います。

都市部におきましては、東京の八王子市だとか大阪の東大阪市だったり、21の自治体ではこのマイナンバーによる、いわゆるオンラインの申込みはもうやめたと、やっておれんと。こういうふうなことも報道されているということで紹介をしておきたいと思います。

いずれにしても、もう一息頑張ってください、ほぼ全員に給付できるようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、質問要旨の（５）に進みます。

本町におきましても、商工業者の皆さんの営業自粛については大変なものがあります。いわゆる自分たちのお店が本当にこのまま生き残っていけるのかどうか。あるいは廃業しなくちゃいかんのではないかとか、こういうふうな思いの声をたくさん聞くわけであります。

国、県につきましても自営業者を含めた経営者への資金の支援だとか、あるいは被雇用者と書いて分かりにくいという指摘を受けましたが、いわゆる働いてる人たち、パートさんたちとか含めて、そこへの賃金等の支援に関わる策があるわけですが、現在の状況を伺いたいと思います。

本町はホームページにおきまして、鹿児島県の施策を二つ掲載をしております。休業等協力金、そして、宿泊予約延期協力金。この二つが県の事業として提示をされております。そして、国が三つ。持続化給付金、これは法人と個人事業者に分かれております。そして、話題になっております無利子無担保融資の案内をしてるということです。あとは評判が悪い雇用調整助成金。そして、その他生活面で言えば、社会福祉協議会を通じまして、緊急小口支援総合支援資金というふうなことをホームページで本町は町民の皆様ご案内をしているわけですが、現在のところ、どういうふうな利用実態になってるかを、把握できてる範囲で結構ですので、教えてください。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

良岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、経営資金の支援についてでございます。5月28日現在の各金融機関等からの情報を当課にて取りまとめを行いました。その結果、相談件数が209件。詳細につきましては、今、良岡議員がおっしゃったとおりの項目でございます。実際の申請件数は67件でございます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

役場、各セクション、相当忙しい中かと思えますけども、まさに商工業者のところがきちんと事業を今後継続していただけるかどうかというのは本町にとっても大きな肝になる部分でありますよね。ぜひとも把握をされたいというふうに思います。

関連しまして、次の質問要旨の（６）でありますけども、ほかの自治体に比べまして、町の予算を使うという意味ではありますが、本町の独自の新型コロナに対する支援制度は弱い。きちんともうちょっと支援を強化すべきではないかということでもあります。

そのためにはお金も必要だと思いますけども、現在の財政調整基金の残高はどうなってるかということ。そして、質問通告時点では書いてありませんけども、政府の第二次補正予算との関係では、全国の知事会の要請を受けまして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、この臨時交付金が当初に1兆円の予算から2兆まで膨らんでおります。1兆増えております。本町にはどのぐらいの交付金が来るのか。あるいはその上でどういうふうな使われ方を

計画されているのかを伺います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

お答えいたします。

まず、現在、町といたしまして、御承知のとおり、感染拡大の水際対策といたしましての喜島港における検温作業の業務委託。それから、町内飲食店救済措置といたしましてのやーじかもーデリバリー推進協議会事業補助金。それから、仮称ではございますけれども、事業主救済措置といたしましての雇用調整助成金アドバイザー補助金。それから、県の休業要請協力金対象外事業者への救済措置といたしましての給付金支給。そして、自粛要請に応じ帰省できなかった島内出身島外在住学生へのふるさと応援便等々、町の基本的な考えに沿って、国、県等の支援策でカバーできない部分を中心に限られた人材や財源の中、知恵を出し合い取り組んでいるところでございます。どうぞ御理解ください。

それから、財政調整基金の現在残高でございますけれども、約12億8,600万円となっております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

本町の取組につきましては、今、企画観光課長のほうからもありました。そのほか給食費の助成であったり、ひとり親世帯への支援金とかも計画をしております。

それから、今、二次補正のお話ございましたけれども、今回、政府の一次補正の予算につきましては、今回の本町の補正予算のほうに乗せてあります。事業規模で言いますと約7,800万になります。国のほうが一次補正が1兆円に対して2兆円というお話ですので、単純計算でいえば1億5,000万程になろうかと思えます。

それから、事業の中身についてですけれども、一次補正ではいろいろ制限がございました。例えば、宿泊施設、それから観光事業者等に対する補償についても、企画観光課のほうでは計画をしておりましたが、これは補償については対象にならないということで、今回、補正予算では町単独事業で乗っけてございます。

そういったものが二次補正では補償も含めて事業として見られるというお話もありますし、それから特に医療関係の施設、設備の充実等にも重点的な配分がなされるのではないかと考えております。それから、一次ではなかったハード的な部分についても、可能であればまた検討したいと思えます。

ただ、何分その申請手続までの時間がありません。それから、また今回いろいろ専決だとかお願いをしましたが、今後そういった関係で、専決予算とか、また臨時議会とか、そういったお願いも皆さんには御協力を頂くこともあろうかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

いろんな事業がどんどん出て、そして、なおかつその内容も変わってきているということで、全体把握を正確にとらまえるというのが大変な状況にあるのはそのとおりでありますけども、町民の飲食業をやられておりますある女性の方は、この間ずっと5月7日以降は店を開けてはいるんですけども、お客さんが来ないというふうなことで非常に困っております。家賃で5万。そして、それ以外もインフラ上のコストで5万2,000円と。これを毎月どうやって工面するかというふうなことで困っているということでもあります。

先ほど紹介がありましたように、町内の寄附を頂いたその中で15万円は手元に来たんで、当座は取りあえずということでもありますけども、今後いつまで続くか分からない中で、自分がこういうふうな商売を続けられるかどうかというふうな思いでいらっしゃる方は少なくないわけです。

そういう点では、ぜひとも町内のそういう商工業者、自営業者の方へも全面的な御支援をぜひお願いしたいと。彼らや彼女の事業がなくなれば、島は本当に一気に衰退します。ぜひともよろしくお願ひしたいということと、あと、全国的には週刊朝日にこういうふうな記事が載っておりますので紹介しておきます。5月29日号です。

見出しは「もう安倍政権には任せられない。独自支援実施の地方自治体50。コロナ第二波に備え」というふうなメインタイトルで書いてあります。問題はその中の記事で地方自治に詳しい中央大学名誉教授の佐々木信夫先生が、「安倍政権は以前から、本来、地方が主導すべき地方創生政策を国主導のトップダウンで進めようとしていることについて、すごい違和感を感じる。コロナが長期化する中で、今回、各自治体に取り組んでいるような現場を知る人たちによる地域事情に則したボトムアップ型の政治に転換しないと、地方は衰退していつてしまう」と。こういうことでもあります。

上からどんどん落とし込むことだけじゃなくて、それぞれの自治体の実情をよく見極めて、しっかりと対応しなさいと。こういう趣旨であろうかと思えます。

議長、最後に1項目ありますので、続きます。

では、次の質問事項の2に進みます。交通弱者対策問題であります。

本町におきましては、高齢者を中心にして、車をお持ちでない、あるいは車を持ってても免許証を返上し、かつ車も処分されるというふうな方がいらっしゃいまして、いわゆる移動手段がないということで、公共の交通機関だとか、あるいはバス、民間のタクシーに頼らざるを得ない方が大勢いらっしゃるわけでもあります。

その方たちの行動圏は健康状態に関係なく、やはり病院には行かなくちゃいかん、買物はしなくちゃいかんというふうなこと。あるいは葬式があれば、そういう会場に行かなくちゃいかんということで、この本町内をかなり広範囲で移動せざるを得ないということと、そしてフェリーを使ったりして奄美市内の病院に行くと。県立病院だとか、あるいは幾つかの大きな病院に行くわけでもありますけども、そういうふうな生活をしているわけでもあります。

そこで2点伺いたい。

早朝の下りのフェリー便。4時半入港の5時出港でしたかね。そして、夜間の上りのフェリー、9時出港ですか。また、その2時間後出港と。こういうふうな実態の中ですが、この現状

についてがどういうふうな実態になってるか、それへの対応、対策を伺いたいということがあります。

2つ目には、バス便の問題であります。現在、バス路線は相当苦労しながら細かな路線を組んでるわけでありまして、海岸方面におきましては、旧Aコープ前にビジネスホテルがありますけれども、そのバス停が南本線、東本線の停留所になるわけです。そこから合同庁舎へ行ったりだとか、海岸のほうに行くには相当な距離を歩かなくちゃいかんと。これを何とかしてくれないかというふうなことの要望が高齢者の方を中心に出てるわけがあります。

以上、2点。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

良岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、フェリー便の実態についてでございます。現在、本町で営業を行っているタクシー会社は1社のみでございます。その1社も人員不足等を理由に、早朝フェリーにつきましては現状では対応できないということでございます。また、夜間のフェリーにつきましては事前予約制にて対応を行っているということでございます。

次に、地域公共交通の明確な定義があるわけではございませんけれども、地域における生活路線の意味合いが強いうふうに考えております。そのような意味合いも考慮しつつ、運行会社の聞き取り調査等を実施し、先ほどのお話にもございましたバス路線、そちらのほうも考慮しながら、計画路線の変更及びバス停の新設に要する経費等、新たな予算投入の需要や必要性を検討した上で、今後、持続可能な地域公共交通網の形成に、何らかの資する対策を講じていかなきゃいけないというふうなところがございます。御理解ください。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

フェリーは早朝の4時半以降の5時出港、ここでタクシーが動いていないということは多くの町民が認識しております。問題は奄美市の中で病院にかかったり、病院で診察を受けたりして帰ってくる時の湾港・早町港、これは遅い時間になるわけですよね。その対応が非常に、今のところが率直に言って脆弱であるということです。

今、課長のほうは事前に予約を入れていただければということでもありますけれども、これは帰りの便は湾港に入るか早町港に入るか分からないわけだけでも、利用者の側が電話をすれば、後はこれはタクシー会社が判断をしてそれぞれのところに迎えに行ってもらえると、こういうことで理解してよろしいですか。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

私どものほうでタクシー会社に確認をしましたところ、事前予約での受け付けですので、湾港と早町港というふうな区別はしてないというふうにお答え頂いております。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

確かに厳しい経営の中での車の回し方ですから、大変なのは分かるんだけど、ぜひ町民の方がとにかく時間がかかっても必ず送迎のタクシーが来てくれると、こういうことが確保できれば、安心の一つになろうかと思えますので、よろしくお願ひしたいということと、もう一つ、これは参考程度でいいんだけど、旅行されるお客さんが奄美市からフェリーで来ますよね。そのときに、やっぱり島に入ってもタクシーがない、車がないということで非常に不満をおっしゃってた方もいたようであります。結果、その方はどうしたかということ、宿泊予定施設のところに、もう遅い時間だったけども電話して来てもらって宿泊施設まで行ったと、こういう事例もあるということでもあります。やはり観光でということになりますと、島外から入り込む方たちは飛行場にしても、あるいはフェリーにしても、まず車が要するという前提なわけですから、そこら辺も長期的には考えないと、観光立島と言ってもなかなか前には進まないんじゃないかと思えますので、お願ひしたいということ。

あと、バス路線についてはいろいろ御検討ということでもありますけども、今、町民の方は、特に旧早町小学校校区だとか、阿伝校区の方たちがこちらまで来るには、タクシーを使って、病院に行ったり、あるいはついでに買物をしたりと所用を全部終わらせるということでタクシーを使ってる方が多いんだけど、その場合で片道2,500円で一往復で5,000円かかるそうなんですよね。できるだけ自分の用事はまとめて1回で終わらせようというふうな努力をされてるというのが、先週伺った90歳の方のお話ではありました。

そして、また、合同庁舎へ行かれる女性の皆さんがビジネスホテル前で降りてから合同庁舎まで歩いていくんだけど、途中で休むんですね。木材会社の前にベンチがちゃんと用意されて、そこで座って一休みして、よいこらしよとまた次の目的地に進むと、こういうふうな動きもしておりますので、そのバス路線の見直しの問題、停留所の新設については、ぜひともできるだけ早くお願ひをしたいというふうに思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

今、良岡議員からの御指摘ございました。タクシーもそうですけども、いわゆる交通弱者と言われている部分でございますけれども、今般の地域交通活性化法等の改正がなされております。そういったことも踏まえまして、例えば、自家用車で住民を運ぶ、町民を運ぶ。いわゆる自家用有償旅客運送となるものもございますので、そういった先進団体等の取組等も参考にさせていただきながら、本町に合ったそういう交通体系というか、本当に町民の足になれるようなものを今後構築していきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（外内千里君）

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

ありがとうございます。ぜひとも実現をよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（外内千里君）

暫時休憩いたします。開会は11時5分から再開します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

農業振興についてほか1件、榮 哲治君の発言を許可します。

榮 哲治君。

[榮 哲治君登壇]

○8番（榮 哲治君）

それでは、良岡議員に引き続いて、農業振興と図書館運営について一般質問をいたします。

まず、農業振興について、質問いたします。

本町は基幹産業である農業の安定的な所得向上を目指し、農業立島を打ち出しておりますが、農業情勢は農業人口の減少や高齢化の進展で大変厳しいときを迎えております。基幹作物のさとうきびの令和元年度の収穫面積は1,308ヘクタール、生産量7万7,332トンで、5年連続で年内操業でありました。ハーベスタ収穫比率が96%と大きく機械化が進んでいる状況であります。台風被害もなく天候にも恵まれた結果、生産量で前年度より1万6,000トン増加しましたが、年々、動力不足から新植面積が減少し、多年株出し面積が増加し、大きな反収アップは厳しい状況であります。

そのような中、畜産の子牛価格は高水準で推移しておりましたが、新型コロナウイルスの影響で1月、3月、5月の競りは下落し、5月競りにおいては前年度の5月競りより平均で約20万円ぐらい下落し、危機的な状況であります。しかし、コロナ問題が終息すると以前のように高値で推移するものと期待しているところであります。

また、園芸作物では群島内で注目を浴びているカボチャ、ブロッコリー、トウガラシ、白ゴマ等が大幅な実績を伸ばしており、これも現町政が推進している、儲かる農業イコール複合型農業への転換の表れの結果だと思えます。

本町の農業所得を向上させるためには、基幹作物のさとうきびを中心に園芸、畜産等を組み合わせた複合型農業を強力に押し進める必要があると思えます。その結果、第二地下ダムの建設が可能となります。

そこで、次の4点について質問いたします。1点目、堆肥センターについて。2点目、選果場について。3点目、野菜の加工品について。4点目、営農指導員について質問いたします。

まず、1点目の堆肥センターについてですが、昨年の9月議会でも質問しましたが、再度質問いたします。農業、特に園芸において一番大事なものは地力増進であります。現在開発組合で製造されている有機物は、製糖工場から排出されるハカマ、焼却灰、オリバーケーキ等を屋

外にためて、それをショベルローダーで切り返して作っている状態であります。平成30年度は生産量が4,000トンで3トン積み運搬され1,319台でしたが、令和元年度、昨年度は生産量が2,300トンで、台数が769台でした。生産量が1,700トン、台数で550台の減少でありました。原材料の全てがさとうきび由来であり、さとうきびの生産量に比例して、大きく製造量が比例しますので、農家の需要に供給が追いつかない状態となっております。

そこで早急に堆肥センター建設が望まれますが、進捗状況について伺います。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの農業振興についての御質問にお答えいたします。

1点目の堆肥センター建設についてでございますが、これまでも度々一般質問で取り上げられてきたところですが、農業立島を掲げる本町において土作りは農業生産の基盤であるとともに、令和3年度着工予定の国営事業、いわゆる第二地下ダムの建設に向けて、地下水の保全対策であったり、さとうきびなどの作物残さや畜産ふん尿などの農産廃棄物等を堆肥化し土壌へ還元することで環境対策及び循環型社会の実現に供するなど、堆肥センターの果たす役割は大変重要であると考えております。

そういったことから、ただいまの1点目の進捗状況についてでございますが、これまでも当施設建設に向けた準備を進めてきたところでございますが、御承知のとおり相次ぐ災害の発生により当初計画の変更を余儀なくされたところでございます。

そのような中、昨年9月に喜界町堆肥センター建設運営検討委員会を立ち上げまして、施設の規模や運営方法、原材料の選定などを協議、検討することとし、県のアドバイザーを招聘し、県内施設の稼働状況や臭気対策、処理方法等について説明を受け、意見交換を行ってきております。

その後、先進地視察を実施しまして、これらの意見等を踏まえまして、今後の具体的な取組や課題等について検討を進めていく予定でございましたが、今般の新型コロナウイルス感染防止対策により、今年度はまだ検討委員会が開催できない状況となっております。

そのため、現段階では書面にて今後の方針を検討しているところでございますが、この新型コロナウイルスの問題も緊急事態宣言が先日解除されておりますので、できるだけ早い時期に開催できるよう、現在準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

最初の計画では令和2年度の事業採択を目指すとありましたが、ただいまの答弁のように、平成29年度の豪雨災害、それから平成30年度の台風被害の発生等で復旧事業等が長期に及んだとあります。また、今般の新型コロナウイルスの影響で遅れているということではありますが、スケジュールの変更はあっても堆肥センター建設の方針に変更はないということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（外内千里君）

武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

先ほど答弁しましたとおり、堆肥センターの役割としまして、土作りであつたりだとか環境対策であつたりとかいうことで大変重要なものと思っております。ですので、計画につきましては変わらないものと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

次に、運営委員会が開催されていると聞きますけども、現在まで何回ぐらい開催されたか、お尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

先ほども申し上げましたが、1回目、検討委員会を開催しまして、今後の方針を話し合ったところです。県のアドバイザーを招聘しまして、県内の状況とか意見交換を行ってきております。ですが、その後開催する予定でありましたが、新型コロナウイルスの問題で現在、開催できない状況であります。

ただ、この問題も緊急宣言も解除されておりますので、早急にまた開催するというところで準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

それでは、検討委員会でいろんな建設に向けての課題等はなかったんですか。あれば、お願いいたします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

建設に向けた課題といたしまして、例えば、料金体系でありましたり、施設の規模、設備投資に伴うコストをいかに抑えることができるかなどがあるかと考えております。

あと、原料として検討している牛ふんの確保をどのように行うか。これにつきましては、事業実施主体が回収を行う場合は産業廃棄物扱いということになりますので、もし、事業主体が行う場合はまた収集運搬の申請、許可が必要になってくるというところでございます。

その分、人件費であつたり、マンパワー、職員の確保等が必要になってきますので、その辺りを含め、提供いただきます牛ふん堆肥の材料として予定しておりますので、提供していただく畜産農家との連携をどう図っていくかということも検討課題の一つとなっております。

これらのことが堆肥の料金にも影響するとともに、農家の皆さんにも事業運営を含めまして、安定的に供給することができるかが大きな鍵になるかと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

今、開発組合が作っている有機物は堆肥と言えないんですよね。堆肥というのは、そこに家畜の排せつ物が入れなければ堆肥として認められないということでありまして、そこで先ほど、畜産農家とも連携を取っておると言っておりますが、与論島では、聞いた話によりまして、農家に取りに来て、それを牛ふんを水分をチェックして、値段の価格を設定していると聞いております。どうしても農家が持っていくということになりますと、積み込み用のショベル等とか運搬車が必要でありますので、農家に取りに行くという方針で考えてほしいと思います。そうしなければ、畜産農家は堆肥の提供はできないかと思っておりますので。その点とあと価格の面ですね。そういったのも考えてやってほしいと思います。

今、開発組合が提供している堆肥は3トン積みで4,500円ぐらい。農家の助成が大体、園芸農家が半額ぐらいの助成になっておりますので、そういった面で園芸農家は利用しているのであって、それが高い値段であれば農家は利用しませんので、そういった面も含めて、今後の取組をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2点目の選果場についてであります。昨年の9月議会でも質問しましたが、再度質問いたします。

園芸振興が進んでいる状況で、選果場の老朽化や収穫された作物等で手狭になってきている状況であると思うが、これまでの経緯についてお尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

2点目の選果場の建設についてでございますが、これも第二地下ダム建設に向け、高収益作物への営農転換の推進を図っている中で、関係機関の御尽力により、先ほど議員の説明もありましたとおり、年々、作付面積も増えているのは御案内のとおりでございます。

それに伴い、JAの選果場も手狭となっており、選別、出荷作業に支障を来しているとの御指摘でございますが、さらに老朽化も進んでいることなどから新たな選果場建設が必要ではないかということでございます。

その件につきましては、前回の一般質問でも御説明させていただいておりますが、新たな施設の建設となりますと、用地の確保の問題であったり、場所の選定等の問題等がございます。さらに、JAの関連施設との機能性等を考慮すると、もうしばらく議論を深めていく必要があるかと考えているところでございます。

以上です。

これまでの経緯、取組としましてでございますが、まず、現在の施設の有効活用を図ることを第一としまして、トマトの選果機が更新時期にあったことから、昨年12月に町の補助事業を

活用し、新規導入を行っております。これまでの選果機は選果場全体の半分近くを占めておりましたが、新たな選果機導入によりまして、かなりの省スペース化が図られ、さらには作業のスピード化、効率化により、人員削減にもつながっているところでございます。

また、繁忙期に当たる年明けからゴールデンウィークにかけてのブロッコリーやカボチャ、トマトの今期の出荷作業につきましても、特に問題なく、順調よく進められたとのJAの関係者から報告を受けております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

今の状態を申し上げますと、カボチャの出荷に関しては、一度に選果場に持ってこられないわけですから、日にちを指定して持ってくるように言われてるんですよ。農家の方が大きな倉庫を持っておればいいんですけども、倉庫を持たない農家に対してはやはり収穫した品物をすぐ出荷できるような体制をしたいんですけども、今のこの選果場の中においてはそれだけの規模がないと思うんですよ。そういった意味で、今、計画出荷ですか、そういうのをしていると思いますので。

また、将来的にどんどん園芸振興は進んでいきますので、ぜひとも老朽化もされている選果場でありますので、ぜひ今後、JAとの協議もいたしまして、早急に選果場の問題を解決してほしいと思います。

次に、3点目の野菜の加工品についてであります。

今年は暖冬異変でブロッコリー、キャベツ等の価格が下落しました。特にブロッコリーにおいては農家は手取り価格が10円ぐらいになった。

そこで、将来において加工するための施設等を建設できないか。町の基本的な考えをお願いいたします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの野菜の加工品についてお答えいたします。

ただいま新たな施設建設やというお話でございましたが、新たな施設建設や設備投資となりますと、費用対効果が見込めるかという問題が出てくるかと考えております。

現在、我々、喜界島産のブロッコリー、カボチャ等の園芸作物は温暖な気候を生かし、露地栽培によるコスト削減を図ったり、さらには、ほかの産地に先駆けて市場に出荷できるという大きなメリットがございます。反面、加工品となりますと、全国の産地の製品がいつでもどこでも出回っている状況にあります。

そういった状況と、また、大量生産をするほかの産地との競合を考えると大変厳しいものがあるのではないかとこのように考えております。

ただ、品質面では変わらない規格外品等を何とか有効活用を図れないかという点につきましては、島内の既存の加工業者とのタイアップが図られないか等々を含めまして、皆様の御意見

等を頂きながら、今後、検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

将来的にはぜひとも考えてほしいと思います。島の園芸関係が進行していきますと、どうしても規格外等が出てきますので、それを加工することによって島内の学校の給食用にとか、あと、老人ホーム、あと、病院関係等にも利用はできますので、ぜひとも将来的に加工場の建設を考えてほしいと思います。

次に、4点目の営農指導員についてお尋ねします。現在、何名体制であるのかお尋ねします。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

営農指導員についてでございますが、これにつきましては、先ほどありますとおり第二地下ダム建設に向け、現在水資源の有効活用をした高収益作物への転換並びにさらなる生産拡大を目指しまして、関係機関の御協力を頂きながら進めているところでございます。

その一環としまして、現在1名の営農指導員を委託雇用しております。さらに、営農支援センターの職員や県の営農普及員、さらにはJAの営農指導員と連携を図り、農家を対象とした営農講習会等での技術指導や経営面での支援活動を展開しているところでございます。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

今、専門の指導員が1人と聞いておりますが、ブロッコリーやカボチャの栽培面積が増加する中、営農指導員の増員や後継者育成等が必須であると思いますので、ぜひとも増員をお願いしたいと思います。

また、いろんな講習会等で指導されていると思うんですけども、一番大事なのは、やっぱり農家の圃場に行って、直接指導するのが一定の品質を保つための方策だと思いますので、ぜひとも、今の状態では私は営農指導員が足りているとは到底思えません。そういった意味で指導員の増員をお願いしたいと思います。

最後に、日本の食料自給率は37%であります。世界中でいろいろな災害等が発生したときに、いつ食料危機に陥るかもしれません。食料の輸入がストップすれば日本は沈没します。農業を顧みないで工業化していこうということになると日本は生き残ることができないでしょう。農業こそが重要産業であると思います。

そこで、農業立島を掲げる本町はもっともっと農業振興に強力に推進していくべきだと思います。そういった意味で農業振興についての一般質問を終わります。

次に、図書館運営について質問いたします。

喜界町図書館は、昭和59年に本を読むことで視野の広い心豊かな人間に成長してほしいとい

う熱い思いを込めて、本町羽里出身の実業家長島公佑氏が総工費 2 億1,800万円で建設し、寄贈いたしました。喜界町図書館が喜界町立となっていないのは寄贈された図書館であるからであります。

昭和60年4月に開館し、建物の床面積が727平方メートルで一部2階建てでゆったりしたスペースで、褐色のレンガ造りの外壁には鹿児島を代表する陶芸家大島久氏の飛べ、若者の陶芸作品のレリーフがあしらわれ、落ち着きと気品が漂い、図書館関係雑誌等にも広く紹介されました。

開館以来、近代的で豪華な図書館は子供たちや町民に大変愛され、親しまれてきました。平成22年4月には読書活動推進が高く評価され、優秀実践図書館として文部科学大臣表彰を受け、その年は町民1人当たりの読書の貸出しが9.3冊で鹿児島県で2位にランクされました。

このように優れた実績と伝統を誇る喜界町図書館がさらに町民の読書の場として、また、生涯学習の拠点としての役割を發揮するためにも、次の3点について質問いたします。

1点目、移動図書館について。2点目、読書通帳について。3点目、図書購入について質問いたします。

まず1点目の図書移動館についてですが、昨年3月の議会でも質問しましたが、再度質問いたします。今、現在、奄美群島内で専用の移動図書館車を導入している市町村はどのぐらいありますか。お尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

[教育長久保康治君登壇]

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

この移動図書館車については、先ほどありましたとおり、これまでも議題に取り上げられてきたところでございます。この移動図書館車について、地区内の他の自治体の状況については、昨年度、質問を受けたときよりも若干広がりを見せておりまして、今8でしたかね、自治体に広がっているというふうに認識をしております。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

昨年の質問では導入されていない市町村はたしか本町、それから宇検村、伊仙町、知名町だったと思いますが、本町で移動図書館が導入されない大きな理由は何でしょうか。

お伺いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

経緯等も含めて、できるだけ具体的にお答えしたいというふうに思います。

現在、御承知かと思えますけども、喜界町では移動図書館の専用車ではなくて、一般の貨物車を利用して、代用して、幼稚園あるいは保育所、小学校等での移動図書館活動に取り組んで

いるところでございます。一定の成果を上げているものと認識しており、ちなみに直近の統計によると、平成31年4月現在、本町の住民1人当たりの貸出冊数、先ほど9点と言われましたそれより若干落ちておりますが、7.88冊でございまして、県内の自治体の中で2位であり、地区内では最上位という実態でございます。

専用車に比べて、本の積み下ろし、あるいはまた陳列等、時間と労力を伴うという効率性に課題があることや、一度に供給できる冊数に制約があることなども理解をしているところでございます。また、専用の移動図書館車を導入した場合には、現在の活動よりもより広がるという可能性もあるのかなというふうにも考えているところでございます。

そこで、先ほど質問がありましたけれども、このようなことも踏まえた上で、現在導入していないことにつきましては、今回また検討しているところでございますけれども、今般の緊急性、あるいはまた費用対効果、本町の実態等を総合的に勘案して、移動図書館車の導入については難しいというふうに考えているところでございます。

ただ、今後引き続き検討してまいりたいと思っておりますけれども、一つ考えたいことは先ほど議員から御指摘もありましたけれども、喜界町図書館設立の趣旨、あるいは経緯等を生かし、子供たちも含めて多くの方々が何らかの形で参加できる、関わって実現できないかと考えているところでございます。

そのことが寄贈者の長島氏の善意あるいは思いに応え、長く形あるものとして引き継いでいける。そういうことにつながるのではないかと考えているところでございます。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

今、移動図書館車は早町小学校ですか、月に1回程度行っておりますが、職員が2人で貨物車にコンテナに本を詰めて、積んで、下して、また後で回収するという大変な労力を要するということを聞いております。

また、高齢者が図書館に足を運べない方々が多くいると思うんですよ。今、各校区ごとに、何と言いますか、高齢者の学級がありますよね。そういったところに移動図書館車を配置すれば、大変高齢者の方々に喜ばれると思うんですけれども、そういったことは考えていませんか。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

先ほど私のほうで少し申し上げましたけれども、現在、主に幼稚園、保育所、小学校ですけども、その活動が移動図書館車の導入によって広がっていくだろうということは予想できるかと思えます。また、高齢者等が増えていくわけですので、そういった活用も考えられるのかなと思っております。

移動図書館車について、もちろん高額な経費は必要となるわけですがけれども、まだ移動図書館車についても様々な種類、そういったものもあるのかどうか、今図書館のほうで探っているとまいりましょうか、というところでございます。

先ほど申し上げたとおり、例えば全て公費等によるではなくて、皆さんの思い、何らかの形で結集するような形で実現できないかなというのを模索していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

移動図書館車については、12市町村のうち8市町村が既に導入してるんですね。その中で喜界町が導入しないというのは私としては納得がいきませんので、ぜひとも導入をしてほしいと思います。

次に、2点目の読書通帳についてお尋ねします。

昨年3月議会でも質問しましたが、再度質問いたします。現在、読書通帳を導入している市町村は何市町村か伺います。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

地区内では3市町村自治体ではないかなというふうに把握しております。よろしいでしょうか。

○8番（榮 哲治君）

どことどこかは分かりませんか。

○教育長（久保康治君）

私が知ってるのは龍郷町、それから、徳之島町、瀬戸内町ではなかったかというふうに思っております。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

この読書通帳とは図書の貸出履歴が印字できる通帳のことです。龍郷町が平成29年4月に導入して、平成30年度9月に徳之島町、平成30年の10月に瀬戸内町が導入しております。

読書通帳の利点といたしましては、通帳を見て、自分史が見えるということであり、小学校、中学校、高校のときにどのような本を読んだかが一目で分かる通帳であります。いろいろな困難に遭遇したときに読んだ本に救われたとか、自分のためになった本は自分の子や孫に薦められる絶好の読書通帳だと思いますが、それについて教育長の考えをお願いします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

これまでも読書通帳の有用性であるとか、今ありました利便性であるとか、そういったことについては御指摘もありましたし、議論もしてきたところでございます。その結果として、本町ではその良さ等も生かす形で、機械を導入した読書通帳ではなく、手書き、手作りの読書通帳を活用することとし、読書活動の充実に努めているところです。

手作りの読書通帳ですので、本のタイトルだけではなくて、面白さの度合いを五つの星印、5段階の星印で表したり、感想や一言コメント欄を設けたりするなど、後で自分を振り返る際に生かされる工夫を取り入れているところがございます。利用者からも良好な評価の声もあるというふうに聞いております。

当分の間はその現行の方式を進めて、継続していければと考えているところがございます。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

自分で記録するというのはいいことなんですけども、今の時代はもうそういう時代でないと思うんですよ。例えば、カードを入れたら、今まで読んだ本の履歴がぱっと出るわけですから。そういった形で時代に沿った流れで検討してほしいと思います。

それでは、3点目の図書購入費についてお尋ねします。

3月の議会の予算審査特別委員会の質疑の中で図書購入費は地元からの割合は幾らかの質疑について、平成30年度の実績で16%、あとは図書流通センターからの購入であるとの答弁であったが、予算審査特別委員会の要望として、地元で1店舗しかない業者を育成するためにも可能となる限り、地元業者を利用するよう強く要望するとあったがどのように受け止めているのかお尋ねいたします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

お答えいたします。

図書購入に関してですけれども、本町の図書館の島内業者からの図書購入比率。これは若干、年によって違いますけれども、15%前後でございます。ちなみに地区内の自治体では様々違いもありますけれども、島内業者100%という自治体が1自治体でございます。大島本島を除くほかの自治体では総じて島外業者からの購入率が高く、約80%からほぼ100%という自治体もございます。

その要因、背景につきましては、表紙等のコーティングの装填であったり、あるいはまたバーコード票やブックコート、ラベル等の張り付け、データ入力作業などのサービスが提供されており、入荷後すぐに利用者に貸し出しできる状態であるというところを聞いております。

島内業者の活性化というのは、これは本町の重要な課題でございますので、図書館ともまた連携しながら、あるいは地元業者とも連携しながらこの購入率を上げていく、増やしていく、そういう改善策等についてまた考えていきたいというふうに思っております。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

購入費については和泊町が地元業者100%であったと思います。あとの市町村についても、我々、喜界町の率よりも高くなっていると思います。

やはり、地元で1店舗しかない本屋がなくならないためにも、ぜひ島内業者で、本屋でそろ

える分は利用してほしいと思います。

議長いいですか。通告書にはないんですけども、関連して質問よろしいでしょうか。

○議長（外内千里君）

はい、どうぞ。

○8番（榮 哲治君）

購入費と関連して、学校教材についても質問いたします。

学校教材のほうも地元業者が調達できる製品に関しては地元業者に見積りをさせるべきだと思います。本町の実態といたしましては、現場の教職員のつながりや判断で購入しているのが多い感じと聞きますので、教育委員会のほうから学校現場にそのことを通達すべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

お尋ねします。

○議長（外内千里君）

教育長、久保康治君。

○教育長（久保康治君）

可能なところでお答えしたいと思いますけども、今の御質問は教科用図書、教科書以外の副教材等についての御質問ではないかというふうに受け止めておりますけれども、現在購入先は異なったりしますけども、ほとんどの教材等をそれぞれの学校ごとに島外から購入しているという状況がございます。

また、その要因であったり、背景であったり、様々学校を通じて実態を把握していきたいというふうに思っております。どういった課題があるのか、あるいは改善策等についても含めて把握していきたいというふうに思っております。

学校のほうは、当然この副教材に限らず地元業者を大切にしていくということについて理解をしておりますので、学校等あるいはまた業者等と連携をして、改善策等について検証してまいりますと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 哲治君。

○8番（榮 哲治君）

地元で調達できる教材に関しては、ぜひ地元の業者を利用してほしいと思います。その予算は喜界町の予算から出ておりますので、地元の業者を育てるためにも、できる限り、地元の業者から見積りを取って入れるようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（外内千里君）

これで榮 哲治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後は1時30分から開会いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時30分

○議長（外内千里君）

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

子育て支援についてほか2件、榮 優太君の発言を許可します。

榮 優太君。

[榮 優太君登壇]

○1番（榮 優太君）

皆さん、お疲れさまです。お昼からのトップバッターで、最初で最後ですけど、よろしくお願ひします。

また、傍聴席には、いつもお昼からだと傍聴席もないんですけど、今日はお一人見えていますので、身の引き締まる思いで質問させていただきます。

コロナウイルス感染防止対策により、傍聴席ではある程度の距離を取り、傍聴できる対策がなされております。庁舎内においても、クラスター発生のおそれが高い施設なので、三密、密閉、密集、密接しないよう徹底した対策がなされているところであります。

私の質問も長時間を避け、実のある質問を簡潔に質問・答弁できればと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、通告に沿って質問いたします。

①子育て支援について、本町はもとより日本国内全てにおいて、少子化の進行、人口減少は深刻さを増しています。第2次ベビーブーム期には、出生率約210万人であったが、2019年出生率、推計86万4,000人と過去最少を記録し、出生数の減少は予想を上回るペースで進んでおり、1.45まで回復した合計特殊出生率もここ数年減少傾向にあります。出生数の減少と死亡数の増加を背景に、国の総人口は2008年をピークに減少局面に入っています。少子化の進行は、人口、特に生産年齢人口の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子供を持たない人を含め社会経済に多大な影響を及ぼしています。出産・子育ての問題の重要性を社会全体の問題と認識し、本町における状況、問題、実情に合った政策支援が必要であると思ひます。

本町では島内で出産できない一番の問題点、出産の不安、経済的不安、離れた家族との不安、いろいろな不安を抱えて島から出産しに行きます。少しでも安心して不安を軽減できる仕組みをつくらないと、少子化に歯止めは利きません。早急に見直しが必要であることから質問させていただきます。

1、産婦健診・出産に伴う旅費、交通費の見直しが必要ではないか。現在、出産宿泊時、31日を限度として1泊3,000円が上限となっているが、近年の物価の高騰、増税により全ての出産者が手出しをしているのが現状である。出産での精神的不安の中、金銭的にも不安を生じている中、果たして安心して子供を出産できるのか。早急に見直しが必要と思ひうが、いかがでしょうか。答弁よろしくお願ひします。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

榮議員の産婦健診・出産に伴う旅費、交通費の見直しが必要ではないかの御質問にお答えい

たします。

本町における妊産婦への旅費等の支援は、現在、妊婦健診につきましては、14回を限度に交通費と宿泊費1泊5,000円以内、また、出産時は、交通費と31日分を限度に宿泊費1泊3,000円以内で支援をしております。

妊婦健診旅費助成の平成31年、令和元年度の実人数は36名、延べ74回の利用があります。出産時宿泊費等助成につきましては、交通費利用が44名、宿泊費利用が27名となっております。宿泊費利用が少ないのは、島外での里帰り分娩が多いためとなっております。

本町では、鹿児島県の離島地域出産支援事業に先駆けて、いち早く支援を始めたところですが、当時の宿泊料の算定のままとなっていることから、来年度に向け、出産時宿泊費の上限を3,000円から5,000円に見直すことを検討しているところでございます。

今年度からは産婦健診料の支援も開始されており、今後もできる限り妊産婦の経済的負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

課長、ありがとうございます。5,000円の見直しをということではありますが、今現在コロナの影響で大変困窮している家庭もたくさんありますので、すぐにでもできないのか。答弁もらえますか。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

現在、見直しのための検討をしているところでございます。

この検討の内容といたしましては、旅費助成等の見直しと一緒に、宿泊日数の見直しというのも考えております。現在、実態調査や関係者からの聞き取り等をしているところでございます。

平成27年度以前は、この宿泊日数につきましては、21日が限度というふうになっておりました。現在では31日ということになっております。社会情勢の変化等も勘案して、出産の予定を超える場合や退院後の宿泊、そういうものの必要性なども調査をいたしまして、宿泊料の見直しと併せて泊数の延長についても検討したいと考えておりますので、もうしばらく時間が必要だということでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

以前は宿泊限度が21日だったのが、31日に延びたというところなんですけど、出産者の方によっては長期になるおそれもある。それに伴い、奄美のほうは、今、世界自然遺産やら格安航空のほうで人の往来が増えてきている中で、なかなか宿泊施設が取れない。そういったときに体調によっては31日を超える場合もある。そういった実態も少なからずありますので、その辺

も含めて調査をしながら、31日というよりは実際にかかる日数まで全てにおいて出産者の負担がないようにしてもらえるように頑張ってもらいたいと思います。

今の実情を申しますと、ここ最近すごくいろんな出産をした方たちから、特に最近多いんですけど、言われるんですけど、本当に苦しいと。さっきも言いましたように、出産に行く場合には、やっぱり荷物もありますから旦那も一緒に連れて行って、1か月滞在する準備の買物などをしますし、小さいお子さんもいたら家族と一緒にその分行くことにもなります。そういった費用や、旅費やら宿泊費等もかかってきます。また、出産の間に、家族を置いていますので、島にかかる生活費、お産に行つてのそこでの生活費、二重にまたそこでも生活費もかかってきます。一番大変だったというのが、子供が小さいと、子供が病気をして学校を休まないといけない。看病、病院に連れていかないといけない。そういった場合に、仕事を休まないと連れていけないので仕事を休んだりすると、どうしても収入も減っていきますので、家計に支障を来すので、その辺のこともすごく大変だということにおっしゃってありました。本当に最近はなかなかウイークリーが取れなくて、長期でホテル滞在することもあったと。そういった場合には、職員も分かるように、最近のホテルというのはそれなりの値段がしますので、本当に3,000円とか5,000円で泊まれないときも曜日とかそういった時期によってはありますので、そういった場合に出産者が全部負担をしたりとかいうような現実、現状が今あります。そういった現状がある中で、出産の意欲が、子育ての意欲が本当に湧くのかなとか、本当に苦しいというような話はここ最近すごく声が上がってきています。本当であれば、島で産める環境をつくってあげるのが一番なんですけど、島で産めない環境があるのであれば、出産者に1円でも負担をさせないような最善の努力が必要じゃないかなというふうに私は思っております。

課長が言うように、5,000円に見直しということだったんですけど、実際に5,000円にしたところで出産者の負担がなくなるかという、多分人それぞれによって違ってくると思うんですけど、その辺を課長として何かないですか。出産者にどうしても負担がかかると。でも、やっぱりそれはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺は何か課長も、子供もいたわけですから、親としてまた少し答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

まず、子育てについてですけれども、お金がないというのは本当に大変な苦勞で、我々の頃には町からの支援というのはなく、全て自腹でということをやってきたという経緯もあります。

そのような中で、喜界町の現状といたしましては、他の市町村に比べまして、この旅費等の支援というのは大変充実しています。そういうところで、全てを賄うということはできないと思いますけれども、この島の中で産める状況ではないということでもありますので、できる限りのことはしたいというふうには思っていますが、財源的な部分もありますので、今後、実態調査等を重ねながら、総合的にどの辺りまで支援できるかということも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

課長、ありがとうございます。僕も調べたんですけど、この島で出産ができない、本土に行って出産するという、ほかの世論もそうですし、ほかと比べてそれなりの子育ての支援策としては高いところにいると私も調べて分かりましたが、実際、出産する側は、今の現状の子育て支援に対する出産費用や交通費、旅費助成に関しては、どうしても厳しい、手出しをしているというのが現実ですので、ほかと同じことをしろというわけではないんですけど、今、本当に困っている、実情に困っている方たちが、出産者がいますので、その方たちの声を少しでも聞いて、反映してもらえたらと思います。

それと、先ほども何度も言いましたが、やはり島で産めたら、本当は産めたら一番いいんですけど、島で産むにしろ医者確保とか相当な費用がかかると思います。でも、それができない状況ができていますので、町長とも何度か話したんですけど、奄美のほうにシェアハウスなどをちょっと検討して、これからも本当に今後何年ずっとホテルも安くなることはないと思います。多分これから交流人口が増えていく中で高騰していく一方ですので、町独自のシェアハウスなどを検討して、ふだんは役場職員なり喜界島から来る方たちの宿泊施設として利用して、お産する場合にはある程度の予定が組まれますので、そのときには出産者が宿泊できるような専用の場所を確保して、やはり周りが喜界島の人だけであれば安心感がありますので、本当に何かあったときにはすぐにでも手を差し伸べられる。そういった意味では、すごく出産者側にとっても家族にとっても安心できる。安心して出産に打ち込めるんじゃないかなというふうに思っておりますので。そちらのほうもまた費用的にもそんなにかからなくなるんじゃないかなと。施設を建てるというよりは、どこか空いている場所があれば借りて、リフォームしてもいいですので、そういった場所の検討をしていただけたらというふうに思っております。

喜界島だけじゃなくて、瀬戸内とか奄美のほかの町村のほうも距離が遠いので、市内で宿泊している方たちももしかしたらいると思いますので、一緒に合同でやってもいいですし、その辺のところもこれからは検討していく必要もあるのではないかなというふうに思っております。ぜひなるべく負担がかからないようにしてほしいと思います。

次に、②の第2子以上出産した場合に出産祝い金は出せないか。新しい生命を授かり喜ばしいことである。少子化対策、また子育て世帯への経済的支援、おむつ代、ミルク代として祝い金は出せないか。答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

保健福祉課長、吉行 進君。

○保健福祉課長（吉行 進君）

出産祝い金についてお答えいたします。

まず、本町の出産・子育て支援につきましては、先ほども申しあげましたように、妊産婦の旅費や健診費の助成、高等学校までの子供の医療費助成、また、ふるさと納税を活用した入学祝い金の支給などの事業を実施することにより子育て世代の経済的な負担の軽減を図っているところでございます。

一方、出生につきましては、1人の女性が15歳から49歳までに産む子供の数の平均でありま

す合計特殊出生率こそ本町は2.46と国、県を上回っておりますが、出生数は最近3年を見ますと、平成29年で52人、平成30年で51人、平成31年度、令和元年で44人と減少傾向にあります。また、15歳未満の年少人口率も約12%と、少子化が進んでいるということが現状でございます。

このような状況に鑑みて、町といたしましても、さらなる子育ての支援の充実、そして定住促進を図らなければならないと考えております。ただ、現在、新型コロナウイルス対策が喫緊の課題でありますので、財政状況等を勘案した上で、出産祝い金等の子育て支援事業の実施につきましては、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

コロナが来なければと思うんですけど、これはもう仕方がないことですので、コロナに負けないよう立ち向かっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

出産祝い金なんですけど、どうしてもやはり出産に伴い費用が結構重なって、帰ってきた後の生活面にもやっぱり支障があると。最近聞いた若い人なんですけど、帰ってきてから生活面が落ち着くまで3か月ぐらいは、本当におにぎり1個とかお菓子を食べたりとかして、その日その日をしのいでやっていた方もいるというふうに、それは本当に大げさかもしれないですけど、でもさっき言ったように旅費助成とか、そういったものの経費がかさばって手出しが増えた方たちは、もしかしたらそういった帰ってきて生活面で苦勞する方も中にはいると思いますので、そういった人たちのためにさっき言ったおむつやミルク代とか、小さい子供ですので、肌着とかシーツとか新しくきれいなものを使わないといけないので、そういったものを支給というわけじゃないんですけど、お金というよりは商品券として一部負担、祝い金としてプレゼントするのもありなのかなというふうに思っております。それを商品券としたらいろんなお店で使えますので、また経済的にも効果が出てくるのかなと思います。

ほかの自治体やら、ほかのところとまねしろというわけではないんですけど、ほかの自治体も一生懸命結構すごいことをやっているところもありますし、最近では徳之島も祝い金を上げて、ちょっと例ですけど、第1子で10万円、第2子で15万円、第3子からプラス10万円、マックス50万円までというような出産祝い金を出しています。

そのほかには、ちょっとネットで出したんですけど、出産祝い金を見ると羨ましいなというふうにしか思わないんですけど、島の実情に合ったことでいいと思うんですけど、やはり困っている人たちがいますので、少しでも負担を軽減できればと。北海道なんですけど、北海道も第1子が20万円、第2子が30万円、第3子以降50万円、その中には2年分割の出産祝い金を商品券として支給されている。第3子までの出産祝い金の合計金額が100万円で、その後、第4子にも50万円が支給されたりしている。

次に、東京なんですけど、出産1回につき3万円を出している。3万円出しているんですけど、15歳まで子供1人につき毎月1万円のクーポン、商品券みたいなものですね。クーポンを支給して、そのクーポンが保育料やら給食費、学童クラブの育成料とか、そういったものも使えるように出していると。

あと一つが、これも北海道なんですけど、第1子が5万円、第2子、20万円、第3子は100万円。その金額のうち3割は町内で使える商品券での支給にしている。また、第3子の100万円については、3年間で分割して交付されていると。

いろいろとやり方もありますし、それこそさっき言った商品券とかにすれば経済効果にもつながると思いますし、本当におむつやらミルクやら買わないといけない。子供にかかる費用も多少なりに助かるんじゃないかというふうに思っておりますので、ぜひ検討してほしいです。

町長、町長は出産から離れたけど、町長の子供、孫、これから多分そういうときが来ますので、そういう子供や孫がそういった苦勞をしないように、今のうちに私たちが残していかないといいかなと思っておりますので、町長、その辺について何かないですか。

○議長（外内千里君）

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

もう私の任期もありませんので、ほらを吹いてもしょうがありませんが、重要な引継事項ということで後の人に託したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

町長が重要な引継事項というふうにおっしゃいましたので、これは本当に一番の重要課題としてしっかりと引き継いでもらえたらというふうに思っております。町長がしっかりと引き継いでくれば、議会からでも銅像を建てるぐらいの、最後それぐらい残していつてもらえたらというふうに思っております。

次に、コロナ関連ですが、現在、世界各地で多大なる被害を受けているコロナウイルス、大変な時代が来たと実感しております。まだまだ終息のめどが立っておりませんが、国や県は休業要請を解除し、外出自粛要請も解かれ、社会経済活動の正常化に向け動きが本格化してきております。そのさなか、緊急事態宣言解除後、北九州市と東京都の医療機関や学校でのクラスター発生が確認されました。緊急事態宣言解除となり国民の皆さんが安堵した気の緩みから、第2波、第3波と起こる可能性がまだまだあると思います。

本町においては、高齢化率が高い上、医療体制も不十分であります。一度でも感染者を出したら取り返しがつきません。また、今までの外出自粛や事業所の休業など全てが無意味となります。そうならないよう、まだまだ危機意識、感染防止対策を徹底しながら、段階的に社会経済を取り戻す必要があるのではと感じております。

それでは、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言解除に伴い、各事業所の休業要請が緩和され、本町の観光客や出張員の往来が増えている。今までよりも感染リスクが上がると思うが、どうお考えか。危機意識が薄れていく中で、島外の往来対応策はあるのか。答弁をお願いします。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

衆議員の緊急事態宣言解除に伴う感染リスクの高まりについてお答えします。

今おっしゃいました、一部地域を除いて全国的に新規感染者の減少が見られるとはいえ、感染リスクがなくなったわけではありません。これは同じ認識でございます。また、我々も緊急事態宣言が解除されたからこそ、緊張感を持って感染防止対策を行っていかねばならないと認識をしております。

改めて、これまでの本町の主な対応策、今、議員のほうからもありましたけれども、町民、それから島外へ向けての注意喚起であったり、特に水際対策として、空港、港での検温、それからチラシ配布、それから特に空港におきましては、発熱症状者に対する保健師の追跡といたしますか、健康確認まで行っております。それから、島外の方との接触があるんじゃないかということで、いろいろ皆さんのほうからも御心配の声が多かった葬儀業者への協力依頼につきましても数回行っております。

それから、当初、コロナウイルスについて出始めた頃は、かなり不安材料も多かったと思うんですけども、本町におけるコロナウイルス関係の医療体制、検査体制も大分改善をされています。徳洲会病院に発熱外来を設置していただきました。それからPCR検査の結果についても早く分かるようになっていきます。

そして重症者が出た場合、搬送についても、最初はどのような形でという不安もあったんですが、それについても自衛隊、それから海上保安庁による搬送ということで、そういう流れも明確に示されております。

議員おっしゃるように、高齢者が多く、本土並みの医療体制が整っていない本町においては、当然ウイルスを入れないことが一番ですが、万が一、感染者が出ても拡大させないこと、それが重要だと認識しております。

町民の皆さんへの周知はもちろんです、水際対策の一つとして、島内に入出入りされる皆さん、これは島外の業者に限らず、島から出てまた帰ってこられる方もいらっしゃる。そこは一緒だと思います。そういうことも含めて、皆さんへの注意喚起は引き続き行ってまいります。

それから今、議員のほうからもありましたけれども、国、県もコロナ感染防止対策をしながら同時に社会経済活動も動かしていかないとというふうになりつつありますので、コロナウイルスは避けられないもの、共存していかなければいけないものという考えも必要で持ちながら、今後、第2波、第3波も視野に入れながら、基本的な感染対策、手洗い、それからマスクの着用、三密を避ける、それから人と人との距離を保つなどの防止策を継続しながら、国が示す新たな生活様式、そういうものが定着するように、また町民の皆さんにも御理解を頂けるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（外内千里君）

衆 優太君。

○1番（衆 優太君）

ありがとうございます。私たち議会も全員協議会を三度、四度行い、また課長といろいろと要望等を答弁しながらいろいろとやっていった。その中で、やはりしっかりとコロナに対する対策が十分にできてきたのかなというふうに思っております。

ただ、コロナウイルスというのがまだ本当に終わっているわけではありませんので、町内見ると今どういう状況なのかというのが、国、県は本当に休業要請を解除して、緊急事態宣言を解除して、人の動き、往来がどんどん増えてきて、もう大丈夫なのかというように町民の方たちは思っている方も結構います。マスク、手洗い、うがい、そういったものも大分薄れてきている方たちもいますし。ただ、やはり経済的にもまた戻していかないといけない。そういった意味でも、行政側のほうからしっかりとまだ終わりではないと町内にも発信したり、島外の方にも発信するような仕組みはまだまだやっていかないといけないのかなというふうに思っております。

県が出しているんですけど、新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組として、6月1日から適用ということで、新型コロナウイルスの存在を前提にしながら日常の生活を取り戻す、基本的な感染対策を継続しながら社会経済活動を推進する、新しい生活様式の徹底を図るということで、「県民の皆さまへのお願い」とか「県外の皆さまへのお願い」「事業者様へのお願い」「公共施設や感染者医療従事者等のお願い」とかそういう資料を設けていて、その中には施設が小売業であれば取組内容はまだまだこういうふうにしてくださいよとか、そういったものがあるんですけど、飲食店であれば、まだまだ距離を置いて、三密を防いで、ある程度の距離を取りながら、でもお客さんはどんどん受け入れてもいいですよというような、そういうふうな仕組みをつくっているんですけど、こういう見える、分かりやすいようなものを町民に対して発信してもいいのかなというふうに思っております。発信することによって、町民や事業者関係も思い切り事業をしながら、でもしっかりとコロナ対策の徹底もするというようなメリハリもできると思いますので、ぜひこういった発信するものをつくってもいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策について。新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続が困難な小規模事業者または農林水産業を営む事業者や農家に支援金、または長期融資はできないか。長期的になるおそれがある新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少、または牛の価格減により継続できない事業者、農家が出てくる可能性があります。国や県、町単独でも支援策を講じてやる必要があるのではないか、お伺いします。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

榮議員の支援金、長期融資についての御質問にお答えいたします。

まず、商工業者への支援金、長期融資についてでございますけれども、午前中の良岡議員へのお答えと重複する部分がございますけれども、より詳細についてお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、国の支援策でございます。新型コロナウイルス感染症による影響により業況悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、いわゆる実質無利子・無担保融資でご

ざいます。そちらのほうの相談件数が、本町で40件、申請件数が15件。

次に、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に対し必要な生活費用等の貸付けを実施する、いわゆる緊急小口資金でございますけれども、こちらのほうの相談件数が10件、申請件数のほうが2件。

次に、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し雇用の維持を図るため休業手当に要した費用を助成する、いわゆる雇用調整助成金です。そちらのほうの相談件数のほうが20件、申請件数のほうについては、こちらのほうでは把握されておられません。

それから、皆様が一番御承知されているかと思えますけれども、特に影響を受ける事業者に対しての事業の継続、また再起の糧としていただくための事業全般に広く使える給付金でございます。いわゆる持続化給付金、こちらのほうの相談件数が56件、申請件数が18件。

次に、県の支援策でございます。県の要請に応じ、4月25日から5月6日の期間、休業や営業期間の短縮をした中小企業また個人事業主に対しての支払う協力金、いわゆる鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策休業等協力金、こちらのほうの相談件数が60件、申請件数が24件。

また、ゴールデンウィーク期間中の県外からの宿泊予約のキャンセルまたは先延ばしなど、宿泊日程の調整を行った宿泊業者に対する予約延期協力金、そちらのほうの相談件数が6件。

あと、飲食店が新たにデリバリーとかテイクアウトを行う際の支援金でございます。そちらのほうの相談件数が7件。

それから、民間の金融機関ですけれども、企業債務の借換えとか既存融資の条件等の変更、こちらのほうの相談件数が8件、申請件数が8件。

これが、5月28日先週現在で企画観光課のほうで把握している状況でございます。

そういったことを踏まえまして、御質問の中の企画観光課所管の水産関係についてお答えさせていただきたいと思えます。

現在、漁協のほうへ利用可能な支援策、持続化給付金、雇用調整助成金、農林漁業セーフティネット資金等について周知を行い、特に持続化給付金につきましては、制度内容や申請方法についての詳細説明を行っております。

また、水産業従事者のほうには、6月開催予定の総会におきまして説明を行う予定となっております。

なお、現在、当課において把握しています状況を御報告いたします。

持続化給付金相談件数が3件、申請件数5件、それから、農林漁業者向けの民間借換資金、そちらのほうの申請件数が1件となっております。

今後は、例えば水産関係は漁協、農業関係は農協、商工業関係は商工といったような各分野ごとに相談窓口を設けるなどして情報共有を図りながら、いわゆる当該者の申請漏れがないように、そういったシステムの構築ができればなというふうに考えているところでございます。

また、様々な事業者へ個別に損失を町が補償、補填するということは極めて困難なことだというふうに考えております。午前中にも申し上げましたけれども、国や県の施策に漏れる部分を、また打ち出す施策を速やかかつ的確に事業主にお伝えし、最小限の影響に止めるよう各関係機関と今後も連携してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

榮議員の御質問についてですが、私のほうからは、農林水産業を営む事業者や農家を対象とした支援策につきましてお答えいたします。

この件につきましても、ただいまありました事業全般を対象とした国の持続化給付金であったり、県の事業継続支援金での対応となっております。あと、議員からもただいまありました、中でも経営面で厳しい状況にあります畜産農家、繁殖牛農家に対する国の支援策の一つとしまして、優良肉用子牛生産推進緊急対策事業というのがございます。これは肉用子牛の全国平均価格が国の定める発動基準を下回った場合、経営改善を含め一定の要件を満たすと販売頭数に応じた奨励金を交付するということとなっております。

これら給付金のほかに、経営維持を目的とした補助事業もございますので、制度の内容、申請方法等につきましては、ただいまもありましたが、受付窓口である農協をはじめ関係機関と連携を図りながら、周知と、また相談に対する対応を行っていきたいと考えております。

また、融資支援につきましては、日本政策金融公庫におきまして、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している、または来すおそれのある方を対象としました農林漁業セーフティネット資金や農業経営基盤強化資金、いわゆるスーパーL資金、経営体育成強化資金等々について特例措置が講じられております。

内容につきましては、金利負担の軽減を目的とした、例えば融資当初5年間を無利子とするとか、あと無担保措置等となっております。

対象資金につきましては、貸付限度額や返済期間などの要件がそれぞれ異なりますので、農家の皆さんの個々の実情に応じた融資支援策を関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

また、今後も引き続き、国や県の動向を注視し、情報収集に努め、必要に応じて情報提供を行い、支援策を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

ありがとうございます。やはり相談件数、申請件数を見ると、本当に困っているなというふうに件数を見ると見えてきました。その中でいろんな給付金なり貸付けなり支援策はあると思うんですけど、その中でほとんどが商工業、農業、漁業、持続化給付金なんですけど、結構その持続化給付金というのはハードルが高くて、ちょっと前に何か少し条件を緩和されたということだったんですけど、結構対象にならない事業所関係がいると聞いております。例えば、ずっとお店をやっていたんですけど、去年ぐらいからお店を移転した。移転した場合に、転出している間の営業期間がない。でも、コロナに入ってから、実情営業はしていて影響があると。新規事業みたいな感じになるような、新規事業に取られるみたいな感じで、もしかしたら適用外になるんじゃないかなというようなお話もあったんですけど。結構いろんな条件に応じて支

援策が使えない状況やそういった人たちもいると思いますので、そういった抜けたところを何かしら町単独でも支援はするという方向でよろしいですか。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの御質問でございますけれども、まず持続化給付金でございます。ハードルが高いということでございますけれども、御承知のように、オンライン申請が一番ネックになっておるかと思っております。本町における小規模事業主さんのほとんどの方がそういうパソコン、いわゆるITを駆使してというところがなかなかまだ進んでない部分でございます。そういったところにつきまして、本町におきましては、まず商工会会員のほうにつきましては商工会のほうで担っていただくと。それ以外の部分につきまして、午前中の答弁もさせていただきましたけど、その中の仮称でございます雇用調整助成金の申請アドバイザー、そういったところで持続化給付金の申請のほうも担っていただくというふうな制度というか、給付体制を今しいております。そうすることによって、オンライン申請についてはカバーができるのかなというふうに思っております。

榮議員がおっしゃるとおり、ハードルが高いというのが一番、減収率が50%以上ないと適用できないというところかというふうに思っております。そこにつきましても、国、県の支援策に漏れる部分を町がカバーをしていくという基本方針にのっとり、第1段階で、今回の6月補正で計上しておりますけれども、第2段階ですね。今度、国の第2次補正も出ます。そういったところも受けながら、町としてどういった方策が講じられるのかというのも、今後財政のほうとも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

榮 優太君。

○1番（榮 優太君）

ぜひ町のほうからも、漏れたところの支援策はしっかりと事業所、町民と、いろいろと相談を受けながらやってもらえたらというふうに思っております。役場のほうから、町のほうから、商工会のほうにお願いして、いろいろ減収のアンケートなどを多分取っていると思っておりますけど、私も少しだけお話を聞いた中では、漁業関係も、魚がこれだけ飲食店がやっていないので価格が下がっているということで、なかなか漁業関係も大分落ちてるよという話もありましたが、建築関係とかも、やはり材料が届かない、物が届かないので工事ができないとか、それで相当減収になって結構大変だよといったところもありました。直接的には関係ないいろんな業種であっても、いろいろと話を聞けば相当苦労して関係があると。コロナに対しての関係があるというところで、しっかりとそういった漏れないように支援策を出してほしいと思います。

本当にこれが長期的に続くと、事業者関係、全国ではあちらこちらで畜産関係が大分高齢化が進んでいるので、これでこれ以上価格が下がるのであればやっつけられないということで、辞めている農家さんもいます。それは、これもネットから拾ったんですけど、広島県の畜産農家さんなんですけど、高齢者ということで、40年以上子牛の繁殖を続けていたんですけど、これ以

上の価格が下がればやっていけないということで、辞める踏ん切りをつけましたというような話が全国ネットで出ています。

商工業者におきましても、本当にすごく今大変な時期が来ています。今だけじゃなくて、これが長期的に続くと、やはりもうお店を辞めざるを得ないお店も出てきます。そういった中で、今このお店を、事業所関係、農家さんを守っていかないと、本当に良岡さんがさっき言ったように、島は衰退する一方、雇用も減る、人も減る、それこそ所得も減りますし、全てにおいてマイナスになりますので、できる限り今財源を切り崩してでもいいから困っている人たちに手を差し伸べてほしいと思います。

先ほど中村課長から第1弾、第2弾の支援策をまたやっていくというような話がありました。やはり今が本当に一番困ってて大変なところ、でもそれがいつまで続くか分からないので、やはり1回だけじゃなくて継続的に支援をしてもらうのも必要だし、本当に早く、スピードが大事で、今すぐにでも支援してほしいという事業所もたくさんありますので。

これは奄美市の第2弾の「奄美市新型コロナウイルス感染症緊急対策事業第2弾」の概要なんですけど、奄美市単独で出してるもので、少し。事業費は5億4,648万円、感染防止対策として1,600万ぐらい、生活支援で1億5,230万、事業所支援として4億100万円、経済対策として飲食店への応援として2,400万、これは登録した飲食店で利用できる緊急対策プレミアム商品券で、3,000円で5,000円の商品券を購入できる。それを飲食店で利用できるような。これ以外にも、奄美市は新型コロナ緊急対策奄美市応援券として全ての市民1人当たりに5,000円の商品券を配付するというふうに決定しています。

さっき言ったように、事業所だけではなく、町民も含めて支援してもらえれば、両方に経済効果が、みんな結構困窮していますので、どうしても飲食店が大変だからお店に行ってあげたいと思うけど、でもやっぱりそれなりの資金がないと、お金がないと、なかなか行けない。でも、こうやって商品券などがあれば、少しでも活用して飲食店の手助けできればいいのかと、飲食店だけではなくいろんな商工業に少しでもというそういった気持ちにもなりますし、経済的にも効果が出るんじゃないかというふうに思っておりますので。商品券のほうは多分行政側もいろいろと考えていると思いますが、なるべく早めに配付してもらって、島の経済を少しでも早く戻せるようにしてもらえたらと思います。

私の質問は以上であります。本当に島の実情をもっともっと理解して、議会、行政側と一緒にあって、コロナに負けないようにしっかりと継続して取り組んでもらえたらというふうに思っております。

それでは、一般質問を終わります。

○議長（外内千里君）

これで、榮 優太君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

△ 日程第5 承認第1号 令和元年度喜界町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

△ 日程第6 承認第2号 令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の

専決処分について

- △ 日程第7 承認第3号 令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分について
- △ 日程第8 承認第4号 令和元年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- △ 日程第9 承認第5号 令和元年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- △ 日程第10 承認第6号 令和元年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分について
- △ 日程第11 承認第7号 令和元年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について
- △ 日程第12 承認第8号 令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について

○議長（外内千里君）

日程第5、承認第1号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（5号）の専決処分についてから、日程第12、承認第8号、令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（4号）の専決処分についてまで、以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

専決処分についてですが、地方自法第179条第1項の規定による専決処分について、承認第1号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第5号）ほか7件について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

まず、承認第1号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出それぞれ3億3,351万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億391万2,000円とするものでございます。

繰越明許費の追加及び変更につきましては、お手元の7ページの第2表、繰越明許費補正のとおり、追加するものは老人福祉センター屋根防水改修事業、喜界中学校施設改修事業、町内遺跡発掘調査事業でございます。また、変更し減額するものは、不発弾処理費でございます。

地方債の変更につきましては、8ページの第3表、地方債補正のとおり、事業費確定に伴いまして、過疎対策事業債、公営住宅建設事業債をそれぞれ減額するものでございます。

それでは、2ページから6ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各款の増減について説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、2ページから4ページにかけて、款ごとに補正の増減を掲げてありますが、合計しまして、4ページのとおり3億3,351万1,000円の減で、補正後の歳入は72億391万2,000円となっております。

次に、歳出でございますが、5ページをお願いします。

全て減額でございます。議会費253万8,000円、総務費6,077万4,000円、民生費7,351万1,000円、衛生費2,699万5,000円、農林水産業費7,353万9,000円、6ページに行きまして、商工費524万3,000円、土木費1,329万6,000円、消防費370万2,000円、教育費7,391万3,000円を減額いたしました。各種事業等の執行残による減額でございます。

次に、承認第2号、令和元年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ95万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,406万6,000円、直営診療施設勘定の歳入歳出それぞれ278万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,786万6,000円といたしました。

事業勘定の減額の主な理由は、総務費の一般管理費の減額に伴うものでございます。直営診療施設勘定の減額は、執行残でございます。

次に、承認第3号、令和元年度喜界町介護保険特別会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出それぞれ1,343万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億243万円といたしました。減額の主な理由は、保険給付費の介護サービス等諸費が当初見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、承認第4号、令和元年度喜界町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ240万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,762万8,000円といたしました。後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴うものでございます。

次に、承認第5号、令和元年度喜界町老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,530万8,000円といたしました。増額の理由は、一般会計繰出金の増額によるものでございます。

次に、承認第6号、令和元年度喜界町屠畜場事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ30万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ300万7,000円といたしました。減額の主な理由は、総務管理費の執行残によるものでございます。

次に、承認第7号、令和元年度喜界町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ227万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億2,922万9,000円といたしました。減額の主な理由は、施設運用管理費の執行残によるものでございます。

次に、承認第8号、令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ407万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億8,223万8,000円といたしました。減額の主な理由は、一般管理費の執行残によるものでございます。

以上8件について報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第1号から承認第8号までの8件については、会議規則第39条第3項の規定により、委

員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号から承認第8号までの専決処分の承認を求める件、8件を一括して採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、令和元年度喜界町一般会計補正予算（5号）の専決処分についてから、承認第8号、令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計補正予算（4号）の専決処分についてまでの8件は、承認することに決定しました。

△ 日程第13 承認第9号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

○議長（外内千里君）

日程第13、承認第9号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（1号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

承認第9号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

歳入歳出それぞれ7億900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億3,623万6,000円といたしました。

増額の理由は、特別定額給付金事業、いわゆる町民1人10万円、並びに新型コロナウイルス感染症対策緊急対策費の追加によるものでございます。

御承認を得る前に給付する必要がありましたので、以上報告申し上げましたが、御承認いた

だきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第9号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから承認第9号の専決処分の承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（1号）の専決処分については、承認することに決定しました。

△ 日程第14 承認第10号 喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第15 承認第11号 喜界町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第16 承認第12号 喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第17 承認第13号 喜界町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

△ 日程第18 承認第14号 喜界町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（外内千里君）

日程第14、承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第18、承認第14号、喜界町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてまで、以上5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分ほか4件につきまして、専決処分の御報告を申し上げ、承認を賜りたいと存じます。

まず、承認第10号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町税条例、昭和32年喜界町条例第37号等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めます。地方税法の改正に合わせて所要の改正をするものでございます。

主な改正点として、固定資産税の納税義務者について調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には使用者を所有者とみなすことができる規定を新設いたしました。

次に、承認第11号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町国民健康保険条例、昭和36年喜界町条例第74号の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めます。

理由は、平成31年12月20日に閣議決定された令和2年度税制改正の大綱において、消費税引上げに伴う需要変動の平準化等の観点から、地方の安定的な財源を確保しつつ、大幅な見直しが行われました。国民健康保険税における税制改正では、現下の経済動向に鑑み、保険税負担の公平性の確保と中低所得者層の負担軽減等を図るため、地方税法施行令及び国民健康保険法施行令において保険税賦課限度額を基礎課税額61万円から63万円に、介護給付金課税額に関する課税限度額を16万円から17万円に引き上げるとともに軽減判定所得の見直し、被保険者等に乘すべき金額が5割軽減の対象世帯は28万円から28万5,000円に、2割軽減の対象世帯は51万円から52万円に引上げが行われております。今回の税制改正を受け、喜界町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

承認第12号、専決処分です。地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を受けるものでございます。

理由は、新型コロナウイルス感染症対策として、国内での感染拡大防止の観点から、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）に、休みやすい環境整備の一環として傷病手当を支給するよう改正するものであります。

次に、承認第13号、地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

介護保険制度では、消費税を活用して低所得者の保険料軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から低所得者の第1号保険料軽減の一部実施を行っているところです。令和2年4月から消費税引上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施を行うため、本町介護保険条例においても第1段階に属する第1号被保険者の保険料を2万7,400円から2万1,960円に減額、第

2段階に属する第1号被保険者の保険料を4万5,700円から3万6,600円に減額、第3段階に属する第1号被保険者の保険料を5万3,000円から5万1,240円に、喜界町介護保険条例の一部を改正するものであります。

承認第14号、専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により、喜界町後期高齢者医療に関する条例、平成20年喜界町条例第11号の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めます。

理由は、国内の新型コロナウイルスの感染防止拡大の観点から、鹿児島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、本町にて行う事務に変更が生じ、所要の改正をするものであります。

以上5件について報告申し上げましたが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

承認第10号から承認第14号の5件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから承認第10号から承認第14号の専決処分の承認を求める件、5件を一括して採決します。

お諮りします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号、喜界町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてから、承認第14号、喜界町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの5件は、承認することに決定しました。

- △ 日程第19 報告第2号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- △ 日程第20 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- △ 日程第21 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（農業集落排水事業特別会計）
- △ 日程第22 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- △ 日程第23 報告第6号 事故繰越繰越計算書について（一般会計）

○議長（外内千里君）

日程第19、報告第2号、継続費繰越計算書について（一般会計）から、日程第23、報告第6号、事故繰越繰越計算書について（一般会計）まで、以上5件を一括議題とします。

報告の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

報告第2号、継続費繰越計算書についてほか4件について御報告申し上げます。

報告第2号、令和元年度喜界町一般会計予算の継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告いたします。

繰り越した継続事業は、一般廃棄物焼却施設整備費7億2,544万円でございます。

報告第3号、令和元年度喜界町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、総務管理費の老人福祉センター屋根防水改修事業ほか9件で、翌年度繰越額合計は2億7,707万4,000円でございます。

報告第4号、令和元年度農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、農業集落排水事業2,619万円でございます。

次に、報告第5号、令和元年度喜界町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、公共下水道事業2,000万円でございます。

報告第6号、令和元年度喜界町一般会計予算の事故繰越は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

繰り越した事業は、台風被害廃棄物処理事業4,696万8,932円でございます。

以上5件、御報告申し上げます。

○議長（外内千里君）

以上で報告を終わります。

△ 日程第24 議案第29号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

△ 日程第25 議案第30号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（外内千里君）

日程第24、議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（2号）についてから、日程第25、議案第30号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（1号）についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）ほか1件について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億9,934万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億3,558万4,000円とするものでございます。

地方債の変更につきましては、4ページの第2表、地方債補正のとおり、過疎対策事業債、辺地対策事業債、公共施設等適正管理推進事業債を増額するものでございます。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の各款の増減について説明申し上げます。

歳入については、全て増額でございます。国庫支出金1億2,369万8,000円、県支出金662万4,000円、繰入金3,327万5,000円、諸収入225万1,000円、町債3,350万円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、3ページに行きまして、総務費の9,516万3,000円、民生費822万5,000円、農林水産業費263万1,000円、商工費946万4,000円、土木費1,453万6,000円、教育費6,932万9,000円を増額するものでございます。消防費につきましては、予算の組替えで増減はございません。

今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業、GIGAスクール構想事業費の追加が主なものでございます。

次に、議案第30号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億2,599万7,000円とするものでございます。

補正の理由は、傷病手当金の増額によるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（2号）についてから、議案第30号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（1号）については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

- . - . -----
- △ 日程第26 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - △ 日程第27 議案第32号 過疎地域自立促進計画の一部変更について
 - △ 日程第28 議案第33号 喜界町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第29 議案第34号 喜界町税条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第30 議案第35号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第31 議案第36号 喜界町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第32 議案第37号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
 - △ 日程第33 議案第38号 大島農業共済事務組合理約の変更について
 - △ 日程第34 議案第39号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について

 - △ 日程第35 議案第40号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○議長（外内千里君）

日程第26、議案第31号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてから、日程第35、議案第40号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産の処分に関する協議についてまで、以上10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

条例関係等につきまして、初めに、議案第31号と32号について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画、過疎地域自立促進計画の2件について、それぞれ一部を変更するものでございます。

次に、議案第33号から37号まで、御説明申し上げます。

喜界町振興計画審議会条例、喜界町税条例、喜界町手数料条例、喜界町固定資産評価委員会条例、報酬及び費用弁償条例の5件について、それぞれ一部を改正するものでございます。

次に、議案第38号から40号まで御説明申し上げます。

大島農業共済事務組合理約の変更、大島農業共済事務組合の解散に関する協議、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議の3件につきましては、大島農業共済事務組合の解散に関し関係市町村と協議するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第31号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてから、議案第40号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、お手元に配付してあります議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第36 同意第1号 教育委員会委員の任命について

○議長（外内千里君）

日程第36、同意第1号、教育委員会委員の任命について議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

同意第1号、教育委員会委員の任命についてお願いいたします。

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、大島郡喜界町大字大朝戸54番地、豊原周子、生年月日、昭和53年9月6日生まれでございます。

お手元に履歴書を添付してございます。同氏の見識を通じて適任と思っておりますので、ぜひ同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は、令和2年7月1日から令和6年6月30日の4年間でございます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号、喜界町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。この採決は起立によって行います。

同意第1号について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。

したがって、同意第1号の教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

-
- △ 日程第37 同意第2号 喜界町農業委員会委員の任命について（益田氏）
 - △ 日程第38 同意第3号 喜界町農業委員会委員の任命について（新原氏）
 - △ 日程第39 同意第4号 喜界町農業委員会委員の任命について（開氏）
 - △ 日程第40 同意第5号 喜界町農業委員会委員の任命について（宮園氏）
 - △ 日程第41 同意第6号 喜界町農業委員会委員の任命について（松田氏）
 - △ 日程第42 同意第7号 喜界町農業委員会委員の任命について（佐藤氏）
 - △ 日程第43 同意第8号 喜界町農業委員会委員の任命について（藤廣氏）
 - △ 日程第44 同意第9号 喜界町農業委員会委員の任命について（福島氏）
 - △ 日程第45 同意第10号 喜界町農業委員会委員の任命について（豊島氏）
 - △ 日程第46 同意第11号 喜界町農業委員会委員の任命について（平氏）
 - △ 日程第47 同意第12号 喜界町農業委員会委員の任命について（登氏）

○議長（外内千里君）

日程第37、同意第2号、喜界町農業委員会委員の任命について（益田氏）から、日程第47、同意第12号、喜界町農業委員会委員の任命について（登氏）、以上11件を一括議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

最後ですから、同意案件、喜界町農業委員会委員の任命について、同意第2号から第12号まで一括してお願いいたします。

次の者を喜界町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意第2号、住所、大島郡喜界町大字荒木103番地、氏名、益田豊一、生年月日、昭和47年4月20日。

同意第3号、大島郡喜界町大字手久津久183番地、新原一雄、生年月日、昭和24年12月23日。

同意4号、大島郡喜界町大字坂嶺2022番地、開 孝行、昭和59年11月2日生まれ。

第5号、大島郡喜界町大字小野津1038番地、宮園広道、昭和48年11月25日生まれ。

同意第6号、大島郡喜界町大字志戸桶774番地、松田悦和、昭和17年3月26日生まれ。

同意第7号、大島郡喜界町大字阿伝1614番地、佐藤宗子、昭和48年6月29日生まれ。

同意第8号、大島郡喜界町大字嘉鈍858番地、藤廣波江、昭和31年11月16日生まれ。

同意第9号、大島郡喜界町大字山田112番地、福島一昭、昭和23年9月22日生まれ。

同意第10号、大島郡喜界町大字川嶺98番地、豊島義昭、昭和27年3月4日生まれ。

同意第11号、大島郡喜界町大字赤連2615番地、平 隆広、昭和35年1月26日生まれ。

同意第12号、大島郡喜界町大字城久75番地の2、登 次雄、昭和30年6月10日生まれ。

以上11名でございます。

お手元に履歴書を添付してございます。それぞれドウシの見識を通じて適任と思いますので、ぜひ同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日まで、3年間でございます。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

同意第2号から同意第12号までの11件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号から同意第12号までの同意を求める11件を採決します。この採決は起立によって行います。

同意第2号から同意第12号までの同意を求める11件について、同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（外内千里君）

起立多数です。

したがって、同意第2号、喜界町農業委員会委員の任命について（益田氏）から、同意第12号、喜界町農業委員会委員の任命について（登氏）は、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は6月9日9時30分から開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 2時57分

令和 2 年第 2 回喜界町議会定例会

令和 2 年 6 月 9 日

(第 2 日)

令和2年第2回喜界町議会定例会

令和2年6月9日（火曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

[各常任委員長報告]

- 日程第1 議案第29号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第2 議案第30号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

[総務文教常任委員長報告]

- 日程第3 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 日程第4 議案第32号 過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第5 議案第33号 喜界町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第34号 喜界町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第35号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第36号 喜界町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

[産業福祉常任委員長報告]

- 日程第9 議案第37号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第38号 大島農業共済事務組合同規約の変更について
- 日程第11 議案第39号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について
- 日程第12 議案第40号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

- 日程第13 議案第41号 令和2年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地H棟）の工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第42号 令和2年度旧荒木小学校改修工事の工事請負契約の締結について
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	野間弘也君	3番	良岡理一郎君
5番	峰山恵喜光君	6番	河上弘仁君
7番	幸一美君	8番	榮哲治君
9番	生駒弘君	10番	安田英次郎君
11番	里村忠弘君	12番	上間一寛君
13番	外内千里君		

1. 欠席議員（1名）

1番 榮優太君

1. 出席事務局職員

事務局 局長 來和法君 事務局 局長補佐 竹内功君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	川島健勇君	副町長	隈崎悦男君
教育長	久保康治君	総務課長	吉沢伸一君
行政管理監	幸田勝光君	企画観光課長	中村幸雄君
町民税務課長	富充弘君	税対策監	岩松利和君
保健福祉課長	吉行進君	まちづくり課長	竹内功君
農業振興課長	武藤裕和君	会計管理者	徳勝志君
教委事務局長	菊地典子君	あゆみ幼稚園長	乾みち子君
喜界分署長	徹島一秀君		

△ 開 議 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 議案第29号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（外内千里君）

日程第1、議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。初めに総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

それでは報告いたします。

去る6月2日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の当委員会分について審査が終了しましたので報告いたします。

委員会は6月4日、委員全員出席のもと、委員会日程を1日間と定め、審査に当たっては担当課長の出席を求め、慎重に審査を致しました。

補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,934万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億3,558万4,000円とするものであります。

それでは、各所管分について申し上げます。

総務課所管分について申し上げます。歳入は予算書7ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目の7総務費国庫補助金7,878万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3,327万5,000円の増額であります。

款21諸収入、項4雑入、目4雑入、一般コミュニティー助成事業250万円です。

歳入は以上であります。

次に、歳出であります。

予算書は9ページ、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費680万3,000円は、公有財産購入費630万2,000円で、用地購入費です。防災食育センターの横の農地4筆、4,845平米で、平米単価は1,300円であります。補償費50万1,000円は、2筆の株出し分のキビ補償費であります。

目13諸費の一般コミュニティー助成事業補助金250万円は、集落の備品等の購入事業で、本年度は嘉鈍集落であります。

予算書は10ページ、目48新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業7,573万5,000円の増額は、需用費1,176万円のうち総務課分は854万4,000円で、備蓄関係で水、食料、マスク、消毒液等になります。備品購入費の702万9,000円のうち210万6,000円が総務課分で、備蓄品の保管をするコンテナ倉庫購入費です。

歳出は以上であります。

次に、主な質疑について申し上げます。

用地購入費の主要目的は何かの質疑に、病院を建設する上で、駐車場等のスペースを確保するための用地購入であります。

次に、企画観光課所管分について申し上げます。

歳入は予算書7ページ、款16県支出金、項2県補助金、目7商工費県補助金662万4,000円の新設は、観光案内アプリ導入事業補助金であります。これは当初、令和3年度の予定でありましたが、広域事務組合とヒアリングの際、前倒しでほしいとのことで、今回の補正で上げてあります。補助率は10分の5でありましたが、コロナの影響で10分の6になります。

款21諸収入、項4雑入、目3雑入の200万円は、サンゴ礁科学研究所が行うサンゴ礁サイエンスの助成金です。

歳入は以上であります。

次に、歳出であります。

予算書は9ページ、款の2総務費、項の1総務管理費、目の7企画費242万円の増額は、需用費15万円、役務費17万円、備品購入費10万円は、7月20日に行われる予定の2020巡回ラジオ体操に関するものであります。負担金補助及び交付金の200万円は、サンゴ礁科学研究所が行うサンゴ礁サイエンス島留学推進プロジェクトの助成金です。

目23自然環境保護費50万円の増額は、世界保護機関とサンゴ礁科学研究所がタイアップして行っている事業に対する委託金であります。

目38企業誘致関連事業費159万円の増額は、3月10日に企業立地協定を交わしたヴァイタライズに支援を行うものであります。

目47新型コロナウイルス感染症緊急対策費の負担金補助及び交付金475万円は、地方創生臨時交付金事業の対象外の島内業者への支援金であります。

予算書は10ページ、目48新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の需用費1,176万円のうち100万円、役務費の通信運搬費44万4,000円のうち30万円、委託料124万8,000円、負担金補助及び交付金1,673万2,000円のうち1,453万3,000円が、企画観光課分であります。

負担金補助及び交付金の地方創生臨時交付金事業補助金1,453万3,000円は、県の休業協力要請から漏れている宿泊業、ガイドとかダイビング、タクシー、代行、レンタカー、貸切りバスなどの業者を支援しようということで、一律20万円を支給するものであります。

次に、予算書は11ページ、款6商工費、項1商工費、目7観光案内アプリ導入事業946万4,000円は、普通旅費46万4,000円で導入団体の先進地視察、委託料900万円はシステム導入委託料であります。

歳出は以上であります。

次に、主な質疑について申し上げます。

島内業者支援金475万円の具体的な内容はの質疑に、地方創生臨時交付金事業補助金の対象にならない部分、一律20万円以外の上乗せ分を支援するものであります。

トータル事業者数はどのぐらいかの質疑に、宿泊業19社、レンタカー5社、代行2社、タクシー1社、ダイビング等3社であります。

次に、教育委員会事務局所管分について申し上げます。

歳入は予算書7ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金3,011万5,000円の増額は、学校情報通信技術環境整備事業補助金で、小学校2,013万5,000円、中学校998万円であります。

款21諸収入、項4雑入、目3雑入、幼稚園給食費35万2,000円、小学校給食費203万5,000円、中学校給食費116万2,000円の減額は、新型コロナの影響による支援策として、4月、5月分の給食費を免除するものであります。

歳入は以上であります。

次に、歳出は予算書10ページ、款2総務費、項1総務管理費、目48新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の教育委員会分は、委託料のシステム導入委託料3,400万円は、総合型校務支援システムの導入であります。概要としては、教職員の長時間勤務を解消するため、校務と呼ばれる業務をシステムを導入して処理し、業務の効率化、負担軽減を図るための導入であります。

次に、予算書は12ページ、款9教育費、項の1教育総務費、目の6GIGAスクール構想事業費6,932万9,000円は、委託料4,408万4,000円、備品購入費2,524万5,000円で、児童生徒1人1台、端末整備とネットワークを整備するものであります。

歳出は以上であります。

次に、主な質疑について申し上げます。

端末機の1台の金額は幾らかの質疑に、1台4万6,000円であります。

次に、消防分署所管分について申し上げます。

歳入はありません。

歳出は、予算書11ページ、款8消防費、項1消防費、目1常備消防費は、需用費536万3,000円、役務費63万1,000円、委託料19万1,000円、使用料2万6,000円、備品購入費55万5,000円、公課費11万4,000円を減額し、大島地区消防負担金に組み替えるものであります。

以上で審査を終了し、当委員会は、討論なく、議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

続いて産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

おはようございます。総務文教常任委員長に引き続いて御報告申し上げます。

議案第29号、喜界町一般会計補正予算、産業福祉常任委員長報告を申し上げます。

令和2年度第2回定例会において、当委員会に付託されました議案第29号から議案第30号及び議案第37号から議案第40号までの提案理由につきましては、6月2日の本会議におきまして町長より説明を受けましたが、さらに詳細な審議を必要とするため、全委員出席のもと委員会を開催し、審査期間を6月4日の1日間と定め、担当課長の出席を求め、慎重に審査を行ったところであります。その審査が終了いたしましたので御報告申し上げます。

議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,934万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,558万4,000円とするものであります。

各所管分の歳入歳出について主なものについて申し上げます。

歳入は7ページ、15款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金1節の社会福祉補助金762万5,000円。内訳といたしまして、子育て世帯臨時特例給付金事業補助金751万円は、児童手当上乗せ分の、1万円の751名分であります。子育て世帯臨時特例給付金事業費補助金11万5,000円は、通信運搬事務費等でございます。

3節の保健福祉補助金15万円は、産婦健診事業国庫負担金で、半分国庫補助であります。

歳入は以上であります。

次に、歳出については10ページ、2款総務費1項総務管理費48目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時給付金事業ということで、需用費から扶助費まであります。今回の新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金の収入を受けての事業であり、総務課、企画課、保健福祉課、それぞれの分が一緒に入っております。

10節需用費1,176万円の中に、保健福祉課分としまして、医療体制の構築整備ということで、医療機関への消毒用アルコールとかフェースシールド、使い捨ての防護服とか非接触型の体温計等の消耗品を計上しております。

11節役務費44万4,000円の中に、通信運搬費として15万円ほど入っております。奄美でコロナウイルスが発生したということに伴い、奄美病院からの巡回診療の先生が来れない状況が2か月にわたって発生しました。そのようなことから、オンラインでの診断ができないかということで、今回整備をしようと、光回線の設置とか、光電話の使用料であります。

17節備品購入費702万9,000円は、オンライン診療のパソコン代のほか、放課後児童クラブへの感染症対策備品、また、医療提供体制整備の中でも、病院へも感染症に関わる備品購入をしようということで計上してあります。

19節扶助費450万円は、コロナ対策の扶助費であります。独り親世帯への給付金で、5万円の90世帯分であります。

3款民生費2項保健福祉費9目母子保健事業費12節委託料、諸健診業務委託料30万円は、産婦健診5,000円の60名分であります。これまで、産後1か月の健診というのは、実費で払っていたことになってますが、今回その費用も助成しようということであります。

1目児童福祉総務費14節工事請負費400万円は、組替えであります。役場コミュニティー公園下の保育所建設の造成費になります。事業主体が秀心会であるということで、補助の負担金として400万円を渡すもので、保育所と子育て支援センター、その面積での案分の金額で、造成費も計上してあります。補助金及び交付金の30万円は、保育所の給食費4月、5月分を免除するというので、その分の負担金であります。この4月、5月分の給食費につきましては、小学校、中学校も一緒の取扱いになっております。

10目子育て世帯臨時特例給付金11節役務費11万5,000円は、通信運搬費です。

19節扶助費751万円は、児童手当に1万円上乗せするもので、751名分であります。これは児童手当と一緒にではなく、この6月17日に、子育て臨時給付金として別に1万円ずつ振り込むと

いうこととなります。

次に、まちづくり課所管分について申し上げます。

歳入は7ページ、15款国庫支出金4目土木費国庫補助金3節道路橋梁費補助金702万5,000円の増です。これは国庫補助の内示の増額によるものです。

歳出は11ページ。7款土木費3目道路新設改良費1,453万6,000円の増であります。委託費が450万円、工事費1,003万6,000円で、内示の増によるもので、工事費の増であります。委託費は単独増であります。当初、不良の箇所だけ調査の予定でありましたが、国からの指示で全部調査してくれということで、その分増額になっています。調査箇所は26か所あります。

最後に、農業振興課所管分について申し上げます。

歳入は7ページ、21款諸収入3目雑入、経済効果算定委託費負担金130万円は、県営負担金で、土地改良区からの歳入になります。

歳出は11ページ、5款農林水産業費1目農業委員会費1節報酬、農業委員会委員報酬3万1,000円の増は、会長職の報酬増によるものです。

40目農地費12節委託料で、農業農村整備事業事前設計委託料260万円で、内訳は、土地改良区から130万円、町の負担が130万円あります。これは令和3年度に計画しております県営畑かんの嘉出浦地区の更新時期に伴い、その前に経済効果の調査をするためのものであります。

以上で審査を終了いたしまして、特筆すべき質疑討論はなく、採決に入りました。異議なしと認め、議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）の当委員会所管分は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）については委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第30号 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に

ついて

○議長（外内千里君）

日程第2、議案第30号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

御報告申し上げます。

議案第30号、国民健康保険特別会計、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,599万7,000円とするものであります。

歳入は6ページ、6款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金2節の特別交付金、特別調整交付金分、これは市町村分です。50万円です。

次に、歳出は7ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節の傷病手当金、国保であります。50万円です。これは、国民健康保険に入っている方が新型コロナウイルス感染症に感染したものの、また、発熱等感染が疑われるものという対象者になっております。該当者は少ないかと思っておりますが、それについては国の法律の中で行われますので、計上しているということでもあります。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号について採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第30号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号、令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

△ 日程第4 議案第32号 過疎地域自立促進計画の一部変更について

- △ 日程第5 議案第33号 喜界町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第6 議案第34号 喜界町税条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第7 議案第35号 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について
- △ 日程第8 議案第36号 喜界町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（外内千里君）

日程第3、議案第31号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の一部変更についてから日程第8、議案第36号、喜界町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてまで、以上6件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、榮 哲治君。

[総務文教常任委員長榮 哲治君登壇]

○総務文教常任委員長（榮 哲治君）

報告いたします。去る6月2日、本会議において当総務文教常任委員会に付託された議案第31号から議案第36号までの審査が終了しましたので、報告いたします。

当委員会は6月4日、委員全員出席のもと委員会日程を1日間と定め、審査に当たっては所管課長の出席を求め、慎重に審査を致しました。その経緯と結果を報告いたします。

議案第31号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について。町道前満盛線改良事業と農村地域防災減災事業の追加によるものであります。

議案第32号、過疎地域自立促進計画の一部変更について。県管理漁港整備事業、県管理港湾整備事業、ひまわり第一保育園整備事業、GIGAスクール構想の追加によるものであります。

議案第33号、喜界町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について。第2条第1項中、「20人」を「20人以内」に改めるものであります。附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第34号、喜界町税条例の一部を改正する条例について。令和2年4月の地方税の改正により、新型コロナウイルス感染の影響に対する地方税の特例が設けられ、それによる条例の改正であります。徴収の猶予制度の特例、事業者の収入減に対策する固定資産税の軽減措置、軽自動車税の環境性能割の税率の特例、町民税の寄附金控除の特例等を条例に盛り込むものであります。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行する。

議案第35号、喜界町手数料条例の一部を改正する条例について。デジタル手続法第4条により、番号利用法が改正され、通知カードが廃止されることになり、これに伴い、個人カード再交付について規定する手数料条例の一部を改正するものであります。附則、この条例は公布の日から施行する。

議案第36号、喜界町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。これは、法律名の変更に伴う適用条文の変更であります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に変更になったことで、第6条と第10条の一部を改正するものであります。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で審査を終了し、議案第31号から議案第36号は、討論なく原案どおり可決するものと決定いたしました。

これで報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号から議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第31号から議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の一部変更についてから議案第36号、喜界町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第37号 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

△ 日程第10 議案第38号 大島農業共済事務組合格約の変更について

△ 日程第11 議案第39号 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について

△ 日程第12 議案第40号 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○議長（外内千里君）

日程第9、議案第37号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第40号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、以上4件を一括議題とします。

委員長の報告を求めます。産業福祉常任委員長、安田英次郎君。

[産業福祉常任委員長安田英次郎君登壇]

○産業福祉常任委員長（安田英次郎君）

御報告申し上げます。

議案第37号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、報酬及び費用弁償条例、昭和31年喜界町条例第13号の一部を次のように改正する。第2条第6号中（3万8,300円）を「4万2,000円」に改める。附則、この条例は令和2年7月20日から施行する。

次に、議案第38号、大島農業共済事務組合の規約の変更について。大島農業共済事務組合格

約の一部を改正する規約、大島農業共済事務組合格約、平成11年指令地第1206号の一部を次のように改正する。第4章の次に、次の1章を加える。第5章、附則、解散した場合の事務の承継、第14条、組合が解散した場合には奄美市が事務を承継する。附則、この規約は、鹿児島県知事の許可があった日から施行する。

以下、議案第38号、議案第39号、議案第40号は関連しておりますので、一括して説明を申し上げます。

今回前に、大島農業共済組合が県下第1組合で合併するという事を説明させていただきましたが、その中で、農業共済の決算事務、決算処理をそのまま6市町村、大島郡の大島農業共済、構成市町村にあります。それで決算処理をしないといけないことがありました。もう一つは、歳入、いわゆる現金であります。例えば積立金だったり、預金だったりというものをそのまま、今回合併する新しい組合に直接移行することができないということで、地方自治法の施行に準じて行うものです。それからすると、直接できないということで、一旦、各構成市町村に分配して、それから負担金みたいな形にしなければならぬ前提があるらしいですが、規約を変更すれば、その限りではないということです。それを利用いたしまして、一括して決算処理から預金等の引継ぎを一旦奄美市にして、そこから組合のほうに移行するという手続になっております。そういった関係で規約の変更が必要だということです。

それと、議案第38号が規約の変更についてですが、もう一つ、議案第39号が解散する件についての協議であります。あともう一つ、議案第40号が財産処分に関するということで、これは備品とかあるいは資産関係です。資産というのは公用車とか。それを新しい組合に移管しますという内容でございます。

そういうことでございますので、当委員会といたしましては、一括して、議案第38号、議案第39号、議案第40号につきましても、全会一致で可決することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（外内千里君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号から議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

お諮りします。議案第37号から議案第40号については、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第37号、報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてから議案第40号、大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。

----- . - . -----

△ 日程第13 議案第41号 令和2年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地H棟）の工事請負契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第13、議案第41号、令和2年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地H棟）の工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案の説明を申し上げます。

議案第41号、令和2年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地H棟）請負契約の締結についてでございますが、令和2年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地H棟）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、令和2年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地H棟）。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、1金、1億230万円。

契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町湾313番地、中村建設有限会社、代表取締役中村昭一郎でございます。

工事内容は、湾宮戸団地H棟の新築工事で、木造総面積277.97平米、内訳が1階、1DKが36.1平米、1戸、2DK、54.15平米が2戸、2階が3DK、66.78平米の2戸です。

指名業者につきましては、株式会社峰山建設、中村建設有限会社、株式会社前田建設、竹山建設株式会社、村上建設株式会社の5社でございます。

なお、工期につきましては、令和3年1月18日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、令和2年度公営住宅整備事業新築工事（湾宮戸団地H棟）の工事請負契約の締結については可決されました。

△ 日程第14 議案第42号 令和2年度旧荒木小学校改修工事の工事請負契約の締結について

○議長（外内千里君）

日程第14、議案第42号、令和2年度旧荒木小学校改修工事の工事請負契約の締結についてを議題とします。

この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、峰山恵喜光君の退場を求めます。

[峰山恵喜光議員退場]

○議長（外内千里君）

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

議案第42号、令和2年度旧荒木小学校改修工事請負契約の締結について。令和2年度旧荒木小学校改修工事の工事請負契約を下記のとおり締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、1、契約の目的、令和2年度旧荒木小学校改修工事。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、8,910万円。

契約の相手方、鹿児島県大島郡喜界町早町122番地、株式会社峰山建設、代表取締役峰山奥恵喜でございます。

今回の工事は、国営水利事業所に関わる整備の一環といたしまして、国の事務所として有料で貸すべく、荒木小学校の改修工事を施工するものでございます。

工事内容といたしましては、旧荒木小学校2階改修工事並びに電気設備工事等でございます。

指名業者につきましては、株式会社峰山建設、中村建設有限会社、株式会社前田建設、竹山建設株式会社、村上建設株式会社、以上の5社でございます。

なお、工期につきましては、令和2年12月25日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号について採決します。

お諮りします。本案は可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号、令和2年度旧荒木小学校改修工事の工事請負契約の締結については可決されました。

峰山恵喜光君の入場を許可します。

[峰山恵喜光議員入場]

△ 日程第15 議員派遣の件について

○議長（外内千里君）

日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、したがってそのように決定いたしました。

△ 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（外内千里君）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議会議規則、日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第2回喜界町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

各委員会議案付託一覧表

委員会別	付 託 案 件	
総務文教 常任委員会	議案第29号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号	令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について 過疎地域自立促進計画の一部変更について 喜界町振興計画審議会条例の一部を改正する条例について 喜界町税条例の一部を改正する条例について 喜界町手数料条例の一部を改正する条例について 喜界町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
産業福祉 常任委員会	議案第29号 議案第30号 議案第37号 議案第38号 議案第39号 議案第40号	令和2年度喜界町一般会計補正予算（第2号）について 令和2年度喜界町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について 大島農業共済事務組合同規約の変更について 大島農業共済事務組合の解散に関する協議について 大島農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

令和 2 年第 1 回喜界町議会臨時会

令和 2 年 7 月臨時議会

令和2年第1回喜界町議会臨時会会期日程

7月27日開会～7月27日閉会 会期1日間

月	日	曜	会議・休会 その他	日 程	備 考
7	27	月	本会議（開 会）	議案上程、説明、質疑、採決	

令和 2 年第 1 回喜界町議会臨時会

令和 2 年 7 月 27 日

(第 1 日)

令和2年第1回喜界町議会臨時会

令和2年7月27日（月曜日） 午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 議案第43号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	榮 優太君	2番	野間 弘也君
3番	良岡 理一郎君	5番	峰山 恵喜光君
6番	河上 弘仁君	7番	幸 一美君
8番	榮 哲治君	9番	生駒 弘君
10番	安田 英次郎君	11番	里村 忠弘君
12番	上間 一寛君	13番	外内 千里君

1. 欠席議員（0名）

1. 出席事務局職員

事務局 長 來 和 法 君 事務局 長 補 佐 竹 内 功 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	川島 健勇君	総務課 長	吉沢 伸一君
行政 管理 監	幸田 勝光君	企画 観光 課 長	中村 幸雄君
町民 税務 課 長	富 充弘君	税 対 策 監	岩松 利和君
保健 福祉 課 長	吉 行進君	まちづくり 課 長	竹内 功君
農業 振興 課 長	武藤 裕和君	会 計 管 理 者	徳 勝志君
教委 事務局 長	菊地 典子君	あゆみ 幼稚園 長	乾 みち子君
喜界 分 署 長	徹 島一秀君		

△ 開 会 午前 9時30分

○議長（外内千里君）

おはようございます。ただいまから、令和2年第1回喜界町議会臨時会を開会します。

△ 開 議

○議長（外内千里君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（外内千里君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、生駒 弘君及び安田英次郎君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（外内千里君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 議案第43号 令和2年度喜界町一般会計補正予算（第3号）

○議長（外内千里君）

日程第3、議案第43号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、川島健勇君。

[町長川島健勇君登壇]

○町長（川島健勇君）

おはようございます。議案第43号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第43号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出それぞれ1億8,972万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億2,531万3,000円とするものでございます。

今回の補正は、国の二次補正予算が成立したことにより、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の増額と、学校保健特別対策事業費を新たに追加するものでございます。

それでは、2ページから3ページにおける第1表、歳入歳出予算補正での各項の増額について説明申し上げます。

歳入でございますが、2ページをお願いします。国庫補助金1億8,972万9,000円の増額でございます。

歳出でございますが、3ページにありますように総務費の総務管理費1億8,936万4,000円、教育費の教育総務費36万5,000円の増額でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

議案第43号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の詳細について説明をいたします。

今回の補正予算の主なものでございますが、感染防止対策の消耗品、備品、それから事業者に対する支援金、学校等の空調整備、それから議会のほうからも要望のあったクーポン券事業などでございます。財源は全て国庫補助金でございます。

内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億8,954万7,000円、学校保健特別対策事業費補助金18万2,000円でございます。

皆さんには事前に、課ごと、事業ごとに明細をお配りしてありますので、それに沿って説明をさせていただきます。

すみません、その一覧表の中で単位が漏れていたようです。単位は千円ということでございます。お願いします。

まず、総務課消防関係でございます。

1番でございますが、1番は水際対策として行っている空港での検温作業の委託料106万5,000円でございます。検温作業につきましては県と町で1名ずつ、2名体制で行っております。これまで役場のほうでも各課職員でシフトを組んで行っていましたが、長期的になってきました。それから、土日も含めてなかなか調整が大変ということで外部委託を検討しておりましたが、人材が確保できましたので、今回計上をしております。

次に、2番でございます。2番は、オンライン会議に必要な設備一式と環境整備にかかる費用257万1,000円です。今回のコロナウイルスの関係で、島内外での説明会であったり会議の形態も変わりつつあります。役場のほうでも、コミュニティセンターの会議室、研修室をはじめ、2階の会議室であったり議会の委員会室など、数か所でそういう会議に対応できるように、回線整備の費用、必要な機器一式を計上しております。

続きまして、3番、4番でございますが、消防防災、避難所関係の消耗品、備品でございます。防災の倉庫につきましては、自然休養村管理センターを予定しております。それから、避難所の感染防止対策として、簡易トイレ、それから蓄電池は避難所での携帯電話等の充電用を予定しております。それから、避難所の簡易的な間仕切り、空気清浄機、そして消防関係で救急の際の感染防止対策として、ゴーグル、防護服、フェイスシールド、それから、エマージェ

ンシーリリーフペイシメントカバーとありますが、これは搬送用の感染防止対策をしてあるカバーでございます。そういったストレッチャーの感染防止用のカバーなど、合わせて1,890万9,000円を計上しております。

続きまして、5番から7番につきましては教育委員会関係でございます。小中学校、幼稚園の普通教室、それから中央公民館2階の資料展示室に空調設備一式を整備するものでございます。学校関係の空調につきましては、これまでも財源の確保に苦慮しておりまして、なかなか整備が進んでおりませんでした。今回の交付金を活用できる見込みですので、合わせて5,511万円を計上しております。

それから、8番は、農業振興課による畜産農家への支援でございます。飼料購入に対する2分の1助成、それから増頭事業への支援、合わせて1,606万1,000円でございます。

それから、9番と、飛びますけども最後の21番は、保健福祉課、町民税務課関係で、感染防止の啓発活動として、公用車、それからスクールバスに貼付けできるマグネット、それから全世帯へエコバッグの配布を計画しております。合わせて175万6,000円を計上しております。イメージとしましては、感染防止、それから3密を避けるソーシャルディスタンスなど新しい生活様式に対する文言、それからイラストを予定しております。

次に、10番でございます。10番は717万8,000円減額でございますが、これは6月補正予算で計上していましたが福祉施設、それから医療機関への支援策として、2分の1の補助で、消耗品、備品を計上していましたが、県のほうから同様の支援事業で10分の10の事業のものが出されましたので、そちらのほうを活用していただくための減額でございます。

次に、11番から20番まで、企画観光課関係になりますが、まず11番、それから飛びますが16番につきましては、県の支援事業に上乘せをするもので、飲食、宿泊事業者へのソフト、ハードの支援、キャッシュレスの導入支援等になります。合わせて3,402万1,000円を計上しております。これも県の支援事業ではございますが、10分の10の補助のものもあれば、5分の4のものもあります。それから、県の事業につきましては限度額がございます。そこで漏れる分を町のほうでカバーするものでございます。

12番は、テークアウト、デリバリー事業継続に伴う協議会への補助金で、379万円を計上しております。

次に、13番でございますが、サンゴ礁科学研究所に対するオンラインイベント支援の補助金327万9,000円、それから委託料の500万円でございますが、サンゴなど地域資源を活用した喜界高校島留学生の受入先の確保策として、寮の整備を計画しております。現在、県の施設を中心に調整中ですが、その設計委託料ということになります。

14番、15番はサンゴ礁科学研究所関係で、収束後を見据えた観光PR映像の作成委託料212万1,000円、それから、オンライン塾開校支援の補助金37万1,000円でございます。

それから17番、これも先ほど申し上げましたが、議会のほうからも要望のあったクーポン券事業で、全町民対象で大人に対して5,000円、それから、子育て世帯への支援策として0歳から18歳までの子供に対しては1万円、それからクーポン券を利用できる業種につきましても絞り込む方向で、今計画をしております。経費を含めまして4,288万8,000円を計上しております。

最後に、18番から20番につきましては、各事業ごとへの支援金で、合計930万円を計上して

おります。特に20番につきましては、島内の旅行者、漁業従事者などへの支援金になります。

ただいま説明をいたしました事業が、予算書に科目ごとに反映されております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（外内千里君）

これから質疑を行います。

峰山恵喜光君。

○5番（峰山恵喜光君）

17番ですけど、企画観光課。我々議会のほうからも要望を出しましたが、この配布のスケジュール等詳細が分かっている範囲で教えてほしいんですけども。このスケジュールで可決された後、どういうスケジュールになってくるかというのを、今の分かる範囲で教えてほしい。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの峰山議員の御質問にお答えいたします。

喜界島応援クーポン券の配布事業につきましてですけれども、具体的なスケジュールというのが、まだかちっと決まっているわけではございません。と言いますのも、今回の臨時議会で予算を通過した後にとということですが、そうしますとどうしても遅れてしまうということが否めないものですから、現在、企画観光課の職員を中心に、まず先ほど総務課長のほうからありました業種、3業種に絞り込んでやろうというふうに考えております。特にその業種につきましては、企画観光課が所管しております飲食店、それから観光ガイド、それから漁業関係ということで、小売店ではなくて集落等にありますお魚屋さん、そういったところを今考えているところでございます。

あと、クーポン券の印刷につきましても、鹿児島島の業者に打診をしてるんですけども、一月以上かかるということで、それですと当然間に合わないということで、そこも大島の業者に絞った形で、なるべく急いだ形でできればなというふうに考えているところです。

今、私どものほうでも、今日この予算が通過したらすぐに、このクーポン券の仕様書も作成しており、業者のほうに発注をかける予定にはしておりますので、できるだけ早く島民の皆様にはクーポン券を配布して、消費喚起につながるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

ほかに質疑ございませんか。

良岡理一郎君。

○3番（良岡理一郎君）

2点お願いします。

今の峰山議員の質問に関連しますけども、議会の意向としましては、町内で低迷する小売業者を中心に、飲食業も入りますが、救済する必要があるのではないかとというのが背景としてあるわけですけども、具体的には対前年比売上げが減少したところ、そこで使えるようにというふうなことを要望をしておりますが、その取扱いはどういうふうにされたかというのが1点。

2点よろしいですか。

もう1点は、14番の企画観光課の喜界島観光PR映像の関係ね。これは、どういうふうな形で発信をしますか。例えばユーチューブにアップするだとか、喜界町のホームページでアップするとか、いろんな紙媒体にするとか、いろいろあると思う。どのような計画か伺いたい。

以上です。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの良岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、島内の減収に伴う業種ということでございますけど、私どものほうで6月議会から申し上げており、各組織で動いてますので、私どもが所管している業種につきましては、対前年対比でどれぐらいの減収率があるかという調査を行った上で、業種を絞り込んでおります。そういった中で、クーポン券の配布につきましても、小売店ではなく、そういった集落の鮮魚店、そこに特化したほうがいいんじゃないかというふうな判断に至っているということです。

それと2点目の、資料でいきますと14番目ですかね、映像産業の軸をしたという形なんですけど、これは具体的に委託をする方向で今考えております。町の観光PRとして、写真も古いですし、動画が基本的にないというところで、収束後に向けて何か町としてできないかと。その中で、町の資源であるサンゴ礁であったり、そういったところに今まで目を向けてないのかなというところがございまして、サンゴ礁科学研究所というのがございますので、そういったところを使いながら、水中の映像も何かリンクできないのかなというところで今考えているところでございます。それを、ユーチューブになるのか、例えば空港で映像を流すとか、そういったところは今後検討していきたいと思っておりますけど、今回の事業費に入っているのは業務委託料、制作費です。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

ほかに。

生駒 弘君。

○9番（生駒 弘君）

5番の、小中学校、幼稚園の普通教室に空調を整備するという、これ、多分夏休みの間にされるのかなと思うんですが、2学期までに間に合うのかどうかお答えいただきたいと思っております。

○議長（外内千里君）

教育委員会事務局長、菊地典子君。

○教育委員会事務局長（菊地典子君）

今の御質問にお答えいたします。

夏休み中の設置は無理でございます。今年度中に、そして来年度から使えるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

ほかに質疑ございませんか。

里村忠弘君。

○11番（里村忠弘君）

ちょっとお尋ねします。

8番の農業振興課の関係ですが、この8番には畜産関係事業者への支援金を給付すると明快にうたっているわけですが、農業立島である我が喜界町のさとうきび農家に対する支援金は活用できないのでしょうか。どんなものでしょうか。

○議長（外内千里君）

農業振興課長、武藤裕和君。

○農業振興課長（武藤裕和君）

ただいまの里村議員の質問にお答えいたします。

今回、新型コロナの感染に伴う減収、影響を受けた品目、業種に特化した対策となっておりますので、まずは今回、子牛の価格の影響がありました畜産農家に対しての支援を優先して行うものと考えております。

以上です。

○議長（外内千里君）

ほかに質疑ございませんか。

野間弘也君。

○2番（野間弘也君）

すいません、1点だけお願いいたします。

13番の寮の設計委託に関してですが、寮の規模、受入人数等はある程度考えられているのか、もう一つは、ここにはサンゴ研究所との関連というふうにありますけども、それ以外の、例えばスポーツだとかで島内への入学を希望される方もその寮に入る対象になるのか、そこら辺を検討されているのか伺いたいと思います。

○議長（外内千里君）

企画観光課長、中村幸雄君。

○企画観光課長（中村幸雄君）

ただいまの野間議員の御質問にお答えいたします。

まず、13番目の島留学に対する寮の環境整備ですね。そこにつきましては、サンゴ礁科学研究所が今年度、サンゴ礁サイエンス島留学推進プロジェクト事業なるものを事業採択を受けております。その中の事業目標で、島内留学生10名という目標数値がございます。そこに対しまして町のほうが支援をするということで、寮整備というか、移住について協力をするというふうな事業計画になってございまして、6月の末に、まず教育部門であります高校、中学校、それから教育委員会、私どもが移住関係ということで企画観光課が入って、3者で連携推進協議会というのを立ち上げてございます。その中でいきますと、当然私どもが今考えてるのは、まず島留学生、高校生に限定というわけじゃないんですけど、まずは高校生じゃないかということで動いているところでございます。

以上でございます。

○議長（外内千里君）

ほか、質疑ございませんか。

上間一寛君。

○12番（上間一寛君）

質疑に入る前に、全国や与論島で新型コロナウイルス感染者が増加しております。他人事のようには思えません。喜界町においても、来島者をはじめ、私たち町民一人一人が警戒感を持って予防対策に改めて徹底していただきますよう、執行部に強く要請いたします。

その上で、議案第43号補正予算（第3号）は、ただいま説明がありましたように、きめ細かに21業種の内容が具体的に示されており、今後の事業継続や雇用維持、また新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化につながるものであり、さらにはポストコロナを見据えた事業など、十分理解、納得でき得る予算編成となっております。高く評価したいと思います。議会から要望しましたクーポン券の発行も議案に上げていただきまして、ありがとうございます。

そこでお伺いいたしますが、国の第二次補正は9月末締切りで、1か月程度かかって交付されると聞いてもおりますが、21全事業、町民の元に届くのは大体何月程度か教えていただきたいと思います。

○議長（外内千里君）

総務課長、吉沢伸一君。

○総務課長（吉沢伸一君）

上間議員の御質問ですけれども、今回上げました21業種につきましてはそれぞれで事業の規模、それから予算規模も含めまして、あります。交付金のお話も今されましたけれども、クーポン券につきましては先ほど企画観光課長が申し上げたとおりでございます。その他の事業につきましても、例えば県の事業の上乗せとかであれば、条件として県のほうに申請をしないとイケないとか、そういう手続関係もございます。そこで一つ一つスピード感が変わってくるかと思いますが、例えば消耗品とか備品とかはすぐ、今日成立後発注いたしますので、その辺はすぐ、8月、9月頃からそういった形で町民の皆さんに還元できるもの、それから、最終的にはやはり遅くとも年度内という話にもなるかと思いますが、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

○議長（外内千里君）

ほかにごございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

ないようですので、これで質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

討論なしと認めます。

これから議案第43号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（外内千里君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、令和2年度喜界町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回喜界町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午前 9時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

喜界町議会議長 _____

喜界町議会議員 _____

喜界町議会議員 _____

令和二年 第二回定例会、第一回臨時会

喜界町議会議録